

# 市民クラブ 長崎市議団

令和5年度政策要求  
に対する回答

令和5年2月  
長崎市



# 政策要求一覧（市民クラブ）

ページ 担当

## 1. 新しい行政運営

本市の人口減少は全国でもワーストクラスで、財源は減少傾向にある中、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が高い水準で推移しています。地方創生が進められていくなかにおいて、安定的な財政基盤を構築する必要があります。議会、行政、市民、企業などが力を合わせて推進することが将来の「まちづくり」につながります。こうした点をふまえ、新しい行政運営のまちづくりの視点から、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- |   |   |                |
|---|---|----------------|
| (1) 市税及び各種料金等の未収金対策を徹底し、健全な運営に努めること。  | 1 | 理財             |
| (2) 市の入札、発注、契約（物品、サービス、コンサル）にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。  | 3 | 理財             |
| (3) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。  |   |                |
| ① 行政サテライト機能再編後の検証・見直しを適宜行うとともに、アンケート等により市民の声を聴取し、更なる利便性の向上を図ること。<br>また、特に合併町については、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域の活性化に努めること。また、新たに作成される過疎地域持続的発展市町村計画については、地域活力のさらなる向上の実現を目指すこと。 | 4 | 総務<br>企財       |
| ② マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報の管理とセキュリティ対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。  | 5 | 総務<br>情政<br>市生 |
| (4) 指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行なうこと。  | 6 | 総務             |
| (5) 業務のデジタル化推進  |   |                |
| ① デジタル化の推進にあたっては、個人情報の保護に最大限努めること。  | 7 | 情政<br>総務       |

## 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり

IT時代の社会において、ますます進む核家族化と地域コミュニティの希薄化のなかで、地域の子どもたちが夢を持ち、個性、自主性、自立性を高め、いろんな体験の中で人間性豊に育っていくことが大切です。著しい人口減少や少子・高齢化が進むなか、安心して子育てができる環境づくり、生きがいと思いやりのある福祉施策の充実をめざして、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- |  |    |                 |
|--|----|-----------------|
| (1) 安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めるとともに、子育て世代を支援するために「子育て支援センター」未設置地区への設置を進めること。   | 8  | こども             |
| (2) 保育サービスの充実と待機児童0（ゼロ）の実現並びに民間保育士の待遇改善策を講じること。  | 9  | こども             |
| (3) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。また、市民に対するサービスの向上にも努めること。   | 10 | 市健              |
| (4) 介護支援（地域支援事業）や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。  | 11 | 福祉              |
| (5) 高齢者が生き生きと活躍できる環境整備を図ること。   | 12 | 福祉              |
| (6) 令和3年4月から実施された高齢者交通費助成（70歳以上）のICカード化については、利用者が使いやすいシステムに改善し、未設置の各地域センターにポイント還元機を早急に設置すること。  | 13 | 福祉              |
| (7) 仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせて自治会や各種団体などへの十分な説明と地域住民への意見を聴取し十分な理解のもと進めること。また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。併せて、自治会加入率の低下に歯止めをかける対策にも努めること。 | 14 | 企財<br>市生<br>中央総 |
| (8) 障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。併せて、長崎市障がい者差別禁止条例の制定を行うこと。   | 16 | 福祉              |

	ページ	担当
(9) スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致及び継続した競技力向上対策に努めること。併せて、文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。	17	市生
(10) 長崎南北幹線道路整備に伴う施設の再配置について、平和公園西地区での整備方針を早期に示すこと。	19	土木市生
(11) 教育行政について		
① 小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。	20	教委
② 教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。	21	教委
③ 特別支援教育支援員、スクールサポーター、ICT教育支援等の拡充を図り、教職員の勤務時間の縮減に努めること。	22	教委
④ 小学校だけでなく中学校についても35人学級を実現すること。	23	教委
⑤ 安心・安全な給食提供のため、今後の学校給食センターについては、所長に権限をもった職員、及び正規雇用の栄養士の職員を配置すること。	24	教委

### 3. 環境と共生するまちづくり

豊かな自然に恵まれた長崎市を次世代に引き継ぐために、環境問題は大変重要です。私たち一人ひとりの行動が地球環境に役立つことを認識し、低炭素社会の構築を目指し、人と自然が共生するまちづくりを進めるため、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

(1) SDGsの実現に向けた施策の推進		
① 地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。	25	環境
② 再生可能エネルギーの普及促進を図ること。	26	環境商工
③ 市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。	27	理財環境
(2) 自然体験型公園、都市公園等の健康遊具等の充実を図ること。	28	中央総東・南・北総

### 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり

これまで蓄積されてきた、ものづくりの技術や知識を活かした産業、さらには歴史や文化を生かしアジアとの交流も視野に入れた地場産業や観光および農林水産業の振興に努めていき、魅力ある長崎市づくりのため、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

(1) 地場企業の育成と商店街の振興		
① 中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。	29	商工
② ものづくり産業(中小企業)への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。	31	商工
(2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造		
① 登録された二つの世界遺産と併せ、長崎の観光資源を更に磨くとともに、長崎市版DMOの取り組みについては期を逃すことのないよう、具体的な取り組みを加速し交流人口の拡大に努めること。	32	文観
(3) G7広島サミットに伴う関係閣僚会議(保健大臣会合)の開催にあたっては、国、県と十分な連携を図り、安全対策を含め大会成功に向け万全を期すること。	33	文観
(4) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進		
① 「明治日本の産業革命遺産」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、それぞれの保存整備と併せ周辺環境整備の取り組みを加速させ、地域に負担とならないよう努めること。併せて、保全管理の財源確保にも努めること。	34	文観
(5) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持		

	ページ	担当
① 将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進するとともに、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて全力で取り組むこと。また、U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。	36	商工 企財 建築
② 産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。	38	商工
(6) パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努め、安心して働ける社会環境の確立と格差是正に努めること。	39	商工 中央総
(7) 長崎の豊富な農水業を活用した農林水産の振興を推進すること。併せて、「地産地消」事業の推進により「長崎の食」をPRするとともに、ブランド化と販路拡大に努めること。	40	水農

## 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり

住んでいて良かった、長崎市に住んでみたいと言われるような、安全・快適で魅力あるまちづくりのため、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

(1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり		
① 地域住民と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりのため、各種団体等との連携を図っていくこと。	41	市生 中央総
(2) 長崎駅周辺(尾上町～幸町)の環境整備		
① 新市庁舎・新たな文化施設・MICEを含めた長崎駅周辺整備・新幹線整備と民間で建設計画のスタジアム等大型事業の建設については、それぞれの関係先と連携のもと、完成後の交通体系など十分精査し万全を期すよう努めること。	42	土木 まちづくり 企財 文観 市生
(3) ハブアンドスポーク型運行については、長崎市周辺部の市民が快適に乗り継ぎできるよう、待合い環境の整備を図ること。	43	まちづくり
(4) 乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進(西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか)及び、離島での公共交通機関(高島・伊王島・池島航路を含む)の存続を図ること。	44	まちづくり
(5) 斜面市街地の再生と防災体制の整備		
① 斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路の整備を優先し再生を図ること。また、「車みち整備事業」及び令和2年度から開始した「くらしの道整備事業」については、継続を図ること。	45	まちづくり 中央総
② 長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。	46	建築
(6) 有害鳥獣対策(イノシシ、シカ、カラス、アライグマ)等の強化のため、将来を見通した予算計上を図ること。	47	水農
(7) 長崎市住宅リフォーム補助事業を継続し、予算の拡充を図ること。	48	建築

## 6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり

被爆地長崎から世界平和に向け、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

(1) 世界の国々が経験したことのない原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界へ向け、国際都市長崎から平和のアピールに努めること。	49	原対 文観
(2) 被爆75周年事業で中止となった長崎平和マラソン等においては、被爆80周年事業での開催に向け、検討、準備を進めること。また、平和を発信するイベントは継続的に開催するよう努めること。	50	原対 市生
(3) 被爆地域の是正拡大と広島「黒い雨」地域と同様に被爆体験者を被爆者として認定できるよう、早期解決を図ること。	51	原対
(4) 被爆二世については、がん検診を加えること。	52	原対

## 7. 男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現に向け、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- |  |    |     |
|--|----|-----|
| (1) 個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を推し進めること。              | 53 | 市生  |
| (2) ハラスメントのない働きやすい職場環境整備を行うとともに、管理者及び職員に対し、効果のある充実した研修を適宜実施すること。 | 54 | 総務  |
| (3) 児童虐待防止を、早期発見・防止するため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。         | 55 | こども |

## 8. 道路・交通体系の整備

交通渋滞の緩和のための道路・交通体系の整備に向け、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- |  |    |             |
|--|----|-------------|
| (1) 諸団体(自治会、学校、警察等)から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所(ガードレール、カーブミラー等)を早急に改善すること。  | 56 | 中央総<br>建築   |
| (2) トラック・タクシーベイ(浜の町、新大工、長崎駅周辺)の整備・拡大を進めること。  | 57 | 土木<br>まちづくり |
| (3) 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。   | 58 | 土木          |
| (4) 長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化又は低廉化を実現すること。  | 59 | 土木          |
| (5) 市内中心部の交通量を減少させる対策(パークアンドライド等)を推進すること。  | 60 | 土木          |
| (6) 女神大橋と連結する国道202号の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。<br>また、福田バイパス(仮称)の早期実現を図ること。   | 61 | 土木          |
| (7) 長崎半島への唯一の幹線道路である国道499号の全線の改良拡幅および長崎外環状線(新戸町ICー江川交差点)の早期完成を図ること。  | 62 | 土木          |
| (8) 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。  | 63 | 土木          |
| (9) 市民生活に必要な不可欠な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。<br>①打坂ー百合野線の改良拡幅、②江平ー浜平線とその接道改良、③戸町2丁目上戸町間の一方通路解消、④片淵ー鳴滝線、⑤川上町ー出雲線、⑥虹ヶ丘町ー西町1号線、⑦相川町ー四杖町1号線、⑧常盤町ー大浦元町線、⑨清水町ー白鳥町1号線 | 64 | 土木<br>中央総   |

## 9. 新型コロナウイルス感染症対策

世界的に猛威を振っている新型コロナウイルスは、依然として収束の見通しがたたない状況にあります。また、全国的にも首都圏を中心として感染者が発生しております。そのような中、市民は「新しい生活様式」に沿って、感染防止対策を講じながらの生活が続いている状況であります。

については、市民がコロナ禍において安心して生活できるよう、以下の施策についての取り組みを求めます。

- |   |    |          |
|---|----|----------|
| (1) 市民の不安払しょくのため、感染者やその家族と関係者及び濃厚接触者への誹謗中傷と風評被害対策については、継続的に行うこと。  | 66 | 秘広<br>市生 |
| (2) 緊急事態宣言等が発動された場合、事業者への協力要請は必要と考えるが、その際、補償(困窮度の度合いに応じた協力金等)の財源確保については県と連携して国に働きかけること。また、今後も、会社廃業が予想されるため、失業者が出た場合は転職・教育支援制度を創設すること。 | 67 | 商工       |
| (3) 感染急拡大に備え、関係機関と連携を図り、感染者の受け入れ体制の整備に努めること。また、感染が疑われる方への検査方法等の周知徹底を図ること。   | 68 | 市健       |

## 10. 口頭要望

新火葬場の基本構想素案が示された。今後、基本計画、基本設計、詳細設計と段階的に進むが、建設場所の選定にあたっては、市民生活部だけではなく、土木部門、建築部門も関係してくる。また、待合所の利用人数の課題については、建物の耐用年数は残っているが、場所の選定を早くしなければ、前に進まない。そういうことに特化したチームをつくってほしい。

69 市生

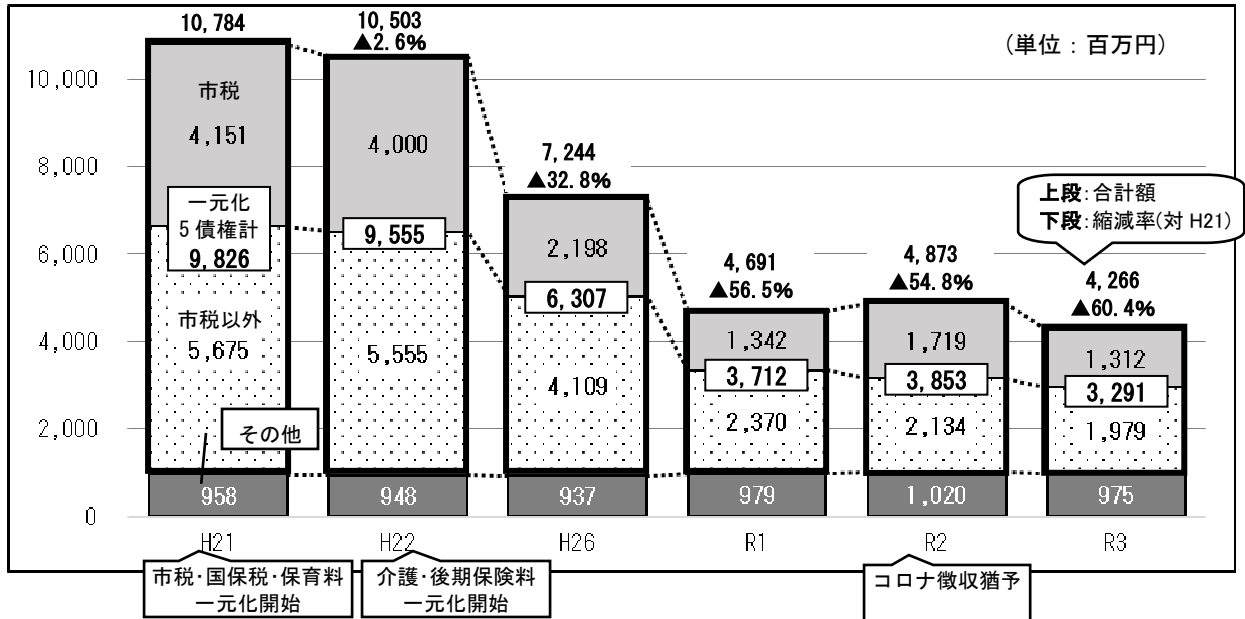




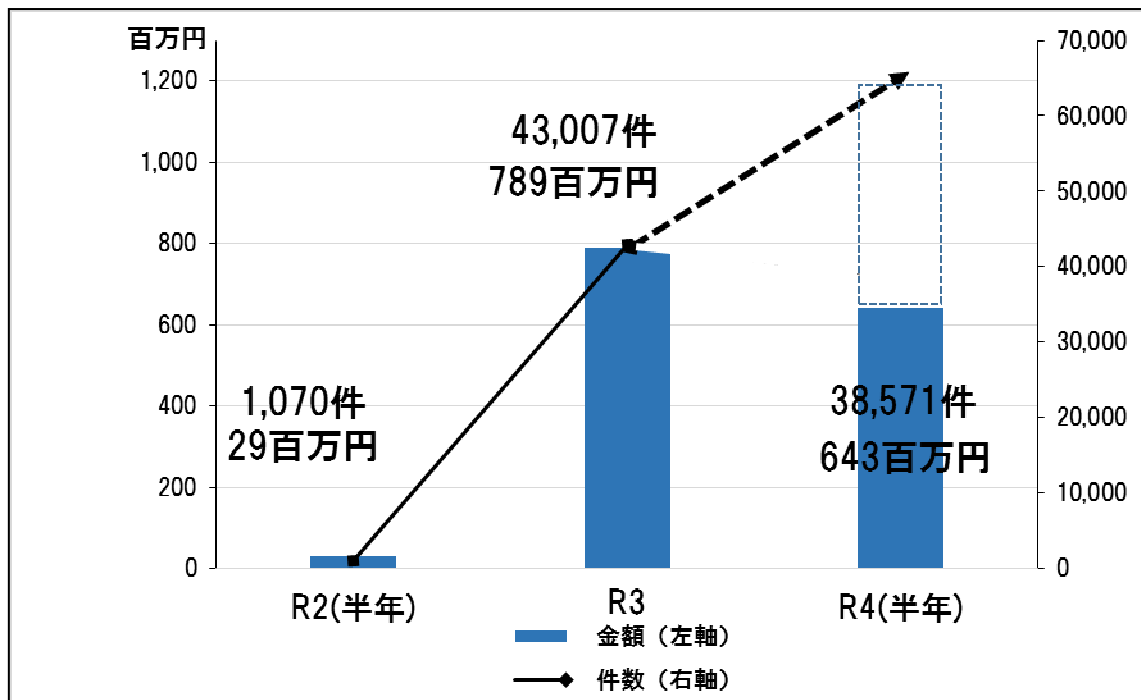
## 政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部	収納課 特別滞納整理室
<b>事 項</b> 1. 新しい行政運営 (1) 市税及び各種料金等の未収金対策を徹底し、健全な運営に努めること。			
<b>回 答</b> 長崎市の未収金のうち、徴収一元化している5債権（市税・国民健康保険税・保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料）については、徴収一元化の初年度（平成21年度）以降の預貯金等の差押え、滞納整理に係る進行管理の徹底等の取組みにより、この13年間で収入未済額が98.3億円から32.9億円へと、約1/3に減少しています。 しかしながら、各部局が所管する「その他の債権」については、この間、9～10億円前後で推移しており、未収金の縮減が進んでいない状況です。 こうしたことから、徴収一元化5債権以外の債権に係る未収金縮減の取組みとして、令和4年4月の「長崎市債権管理条例」施行と併せ、特別滞納整理室内に民事債権班を設置し、債権管理の適正化に向けた取組みを進めています。 具体的には、民事債権班の取り組みの2本柱である「相談体制整備及び法的措置案件の一括管理」と「全庁的な債権管理の技術向上に向けた取組み」の下、各所属に寄り添った相談対応、法的措置の実施、各課の進捗管理及び定期的な研修などについて、各所属と横の連携を密にしながら進めていくことで、回収体制の強化と回収見込みのない債権の処理を適切に行っていきます。 一方、納付者の利便性を高める取組みとしては、令和2年10月以降、市税等徴収一元化債権においてスマートフォンを利用したクレジットカードや「PayPay」などの電子マネーによるキャッシュレス決済を導入し、令和3年度の決済収入額が8億円を超えるなど、納付環境の向上と滞納の未然防止にもつながっています。 いずれにしても、税財源を含む自主財源の確保については、今後とも適正かつ公平で、効率的な賦課・徴収に努めていくとともに、庁内の各所属と連携しながら未収金の縮減を図り、自主財源の確保と健全な財政運営に努めていきます。			

【参考1】収入未済額の推移



【参考2】徴収一元化5債権のキャッシュレス決済状況



## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部	契約検査課
事 項 1. 新しい行政運営 (2) 市の入札、発注、契約（物品、サービス、コンサル）にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。			
回 答 建設工事の入札においては、登録事業者の社会貢献への取り組み等を評価する発注者別評価点の加算措置を設けています。 障害者雇用の取り組みへの評価として、平成 26 年 4 月から、一定数障害者を雇用している場合の加算点を引き上げるとともに、障害者優先調達推進法施行を踏まえ、障害者就労施設等からの物品等を調達した場合の加算項目を設けています。 また、環境保全の取り組みへの評価として「エコアクション 21」を認証・登録している事業者、男女均等待遇の取り組みとして次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者に対して、建設工事における発注者別評価点の加算措置を設けています。 なお、物品調達契約においては、障害者雇用の促進及び安定を図ることを目的とし、物品購入、賃貸借、製造の請負及び業務委託を対象に、一定数障害者を雇用している事業者について、申請に基づき、「障害者雇用認定事業者」として認定し、同事業者への優先発注を実施しています。 引き続き庁内への優先発注に係る要請や事業者への制度の周知等により、優先発注実施の促進に取り組んでいきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部 企画財政部	行政体制整備室 都市経営室
<p><b>事 項</b></p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(3) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。</p> <p style="padding-left: 20px;">①行政サテライト機能再編後の検証・見直しを適宜行うとともに、アンケート等により市民の声を聴取し、更なる利便性の向上を図ること。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、特に合併町については、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域の活性化に努めること。また、新たに作成される過疎地域持続的発展市町村計画については、地域活力のさらなる向上の実現を目指すこと。</p>			
<p><b>回 答</b></p> <p>行政サテライト機能の再編成については、この仕組みをよりよいものにしていくために、これまでの間、市民の皆様のご意見や現場の声を聞き、事務分掌の見直し等を行ってきたところです。また、令和3年度には、災害対応の分野において、全市的な防災の観点で対応していく体制が必要であったため、災害情報の収集や復旧工事の調整等を行う本庁業務として土木部に土木防災課を設置するなど、組織改正についても行ってきたところです。</p> <p>今後とも、さらなる住民サービスの向上のため、市民などの声をお聞きしながら、検証や見直しを続け、サテライト機能再編成の効果が十分に発揮できるよう、随時必要な改善を行ってまいります。</p> <p>旧合併町を含む周辺地区の振興については、令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）」では、市議会による要望活動のお力添えをいただき、長崎市の過疎地域として、旧法に引き続き伊王島、高島、野母崎、外海の4地区に加え、香焼が追加され5地区になりました。さらに、同法の規定により、令和2年度国勢調査結果に基づき、令和4年4月1日公示により、三和地区が過疎地域として追加されました。これら過疎地区及び辺地に係る公共的施設の総合整備計画の該当地域については、有利な財源である過疎対策事業債や辺地対策事業債を活用した事業の取組みにより、地域振興を図っているところです。</p> <p>過疎対策事業債の具体的な事業として、「明治日本の産業革命遺産」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界遺産に関する構成資産の保存整備及び活用や為石浄水場の跡地活用など、また、ソフト事業については、交流人口の拡大に資する地域の魅力向上や地域の行事に対する支援、地域資源の情報発信、福祉・生活支援について、過疎対策事業債や地域振興基金などを活用しながら取り組むことにより地域活性化を図ります。</p> <p>今後とも各種計画については適宜見直しを行い、財源の確保も含め、地域の活性化に努めてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部 — 市民生活部	行政体制整備室 総務課 情報統計課 情報政策推進室 住民情報課
事 項 1. 新しい行政運営 (3) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。 ②マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報の管理とセキュリティ対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。			
回 答 マイナンバー制度の運用にあたっては、特定個人情報保護の制度面、情報セキュリティ対策の実務面の両方から、法令等に基づき、厳格に行っています。 特定個人情報保護の制度としては、住民記録、福祉、税等のマイナンバー制度に関連する業務ごとに個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を明記した「特定個人情報保護評価書」を作成・公表しています。 また、マイナンバーを扱う端末の利用に際して、ユーザーID・パスワードによる認証に加え、生体認証も行う二要素認証とし、セキュリティ対策の強化を図っています。 長崎市では、制度の目的である市民の利便性向上と行政事務の効率化に向けて、マイナンバーを最大限に活用することとしており、手続きに係る添付書類の省略や所得情報の連携などを行っています。 マイナンバーカードの活用では、様々な行政手続きを24時間、自宅や会社からスマートフォンやパソコンを使って行えるようにする「行政手続きのオンライン化」を推進しており、本人確認が必要な手続きに利用します。また、平成28年1月からはコンビニエンスストア等での住民票や税証明等の証明書発行（以下、「コンビニ交付サービス」という。）を開始しており、令和3年6月1日からはその証明書交付手数料を減額するなど、市民の利便性の向上等に努めています。さらに、令和5年度には長崎市に本籍を有する方で、住民票が長崎市にない方でも戸籍関係証明書が取得できる本籍地証明書交付サービスを導入するとともに、さらなる利便性の向上に努めます。 なお、今後の健康保険証としての利用拡大や、現行の健康保険証の廃止、運転免許証との一体化などを踏まえ、今後の日常生活の中で必要となるマイナンバーカードの普及に向け、現在、商業施設や企業、地域等に出向いてマイナンバーカードの申請を受け付ける出張申請受付に重点的に取り組んでいるところです。 今後ともマイナンバー制度の運用にあたっては、引き続き個人情報の適切な管理とセキュリティ対策を徹底し、市民の利便性向上と行政事務の効率化に努めていきます。			

## 政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担当	総務部	行政体制整備室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(4) 指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行なうこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>指定管理者制度については、民間の能力やノウハウを活用しながら、市民サービスの向上等を図るため、「長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき導入しています。指定管理者の選定にあたっては、経費だけでなく、民間事業者による市民サービス向上のための提案内容がよりの確に評価できるよう、総合評価方式について定めており、必要に応じて随時指針の改正を行ってきたところです。</p> <p>また、指定管理者制度の導入から長期間が経過していることから、改めて施設所管課の職員における基本的な制度の趣旨への理解を深めるため、令和3年度から指定管理者制度に係る職員研修を実施しており、今後も継続して実施するとともに、研修内容について充実したものとなるよう努めていきたいと考えています。</p> <p>今後とも、必要な見直しを行いながら、より良質な市民サービスを提供できるよう努めていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	一 総務部	情報政策推進室 総務課 情報統計課
<b>事 項</b> 1. 新しい行政運営 (5) 業務のデジタル化推進 ① デジタル化の推進にあたっては、個人情報の保護に最大限努めること。			
<b>回 答</b> 長崎市は、令和3年度に策定した「長崎市DX推進計画」に基づき、戦略的かつ計画的に都市及び行政のデジタル化を推進しているところです。 行政のデジタル化においては、様々な行政手続きを24時間、自宅や会社からスマートフォンやパソコンから行えるようにする行政手続きのオンライン化を推進しており、これまで以上に個人情報を電子データとして取り扱うこととなることから、個人情報の保護は、ますます重要になると考えています。 現在、長崎市においては、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的として、長崎市個人情報保護条例を定め、個人情報の適正な管理に努めているところです。 令和5年度からは、国において、個人情報保護とデータ流通の両立等を図るために改正された個人情報の保護に関する法律が施行され、個人情報に関する全国共通のルールが適用されることとなりますので、長崎市の個人情報保護制度も同法に対応したものとなるよう制度を再構築し、引き続き個人情報保護制度の適正な運用に努めていきます。 そのような中、特にデジタル化の推進にあたっては、セキュリティをしっかりと担保した形で積極的に推進し、市民や事業者など利用者の皆様の個人情報が守られ、安心して利用できる行政サービスの提供に努めていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	こども政策課 子育てサポート課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり            (1) 安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めるとともに、子育て世代を支援するために「子育て支援センター」未設置地区への設置を進めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、妊娠、出産から学齢期までの時間の切れ目のない支援に取り組むとともに、地域や商店街、職場など、どこにいても子育てを応援してもらえるような、場所の切れ目のない支援を充実させることで「子どもをみんなで育てる子育てしやすいまち」の実現に取り組んでいます。</p> <p>まず、子育て家庭の精神的負担の軽減を図るため、「長崎市子育て世代包括支援センター」においては、これまで母子保健を中心に相談対応や必要な支援を行ってきましたが、さらに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と誰一人見逃さない体制づくりを目指し、令和4年度に組織を見直し、母子保健と子育て支援を一体的に取り組み、あらゆる相談に対応し必要な支援へつないでいます。さらに、令和5年1月からは、母子健康手帳交付時に保健師等が全ての妊婦との面接を行い、一人一人に寄り添いながら継続的な支援を行っています。また、この度、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるために、国の交付金を活用して、伴走型の相談支援と、妊娠期・出産期にそれぞれ5万円給付する経済的支援を一体的に行う、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業」を令和5年1月16日から開始したところです。</p> <p>一方、長崎市独自の経済的負担の軽減としては、子ども福祉医療費助成の対象を中学校卒業までの入院と通院まで拡大したほか、乳幼児インフルエンザ予防接種に係る費用の助成、多子世帯における保育料の軽減の要件緩和、保育所等を利用する低所得世帯等への副食費免除の拡大、放課後児童クラブの利用料について、就学援助世帯等の減免対象や長期休暇の追加の利用料に係る減免措置を拡大するなど、さまざまな取組みを進め、経済的負担の軽減に努めてきています。</p> <p>子育て支援に関しては、子育て家庭の精神的負担や経済的負担の軽減など様々な課題がありますが、市民ニーズなどの現状をしっかりと把握するとともに財政状況も踏まえながら、今後も、安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、子育て支援センターについては、「長崎市子ども・子育て支援事業計画」において未設置となっている「江平・山里区域」については、令和5年3月に設置することとしており、「丸尾・西泊・福田区域」についても、令和5年度に開設することで市内全区域への設置を完了することとしています。</p>			



## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	幼児課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり          (2) 保育サービスの充実と待機児童0（ゼロ）の実現並びに民間保育士の待遇改善策を講じること。</p>			
<p>回 答</p> <p>待機児童0の実現については、入所を希望する保護者が、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」で「保育施設の空き状況一覧」を閲覧できるようにしたことや、入所未決定の保護者に対し、希望施設以外で入所可能な施設の情報を提供し、入所に繋げたことなどにより、令和元年度以降、年度当初における国の定義による保育所待機児童数は0人を継続しています。</p> <p>今後とも、保護者のニーズ等を十分に見極めながら、保育の適正な量の確保に努めていきます。</p> <p>また、多様化する保育ニーズに対応するため、引き続き、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、医療的ケア児の保育支援等を実施してまいります。</p> <p>次に、民間保育士の待遇改善策については、国において、保育所等職員の経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組みに応じた人件費の加算措置を、各施設への給付金の中で行っており、経験年数等に応じて月額4万円又は月額5千円の賃金上乘せが実施されています。また、令和4年2月から9月までの間、保育士等の賃金について、収入を3%程度引き上げるための補助を実施し、同年10月以降についても、通常の制度の枠組みの中で継続して収入の引上げが実施されています。</p> <p>長崎市においても、市独自の取り組みとして、民間保育所等に対し保育士1人あたり月額3万円を補助するなど、保育士の処遇改善に努めているところです。</p> <p>給与水準をさらに改善するためには、根幹である国の給付費のさらなる改善が必要であることから、引き続き、全国市長会や中核市市長会を通じて国に要望してまいります。</p> <p>これらの取組みに加え、令和4年度は、保育士等を対象に研修会を開催し、保育士等が意見交換やグループワークを行い、自園の業務の見直しによる労働環境の改善を行うことにより保育の質の向上を図っており、令和5年度も引き続き実施してまいります。</p> <p>今後とも、各施設が働きやすい環境を整えていくことで、職場環境の改善を図り、ひいては保育の質の向上に努めてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民健康部	地域医療室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(3) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。また、市民に対するサービスの向上にも努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターにおける3大疾病（がん・心疾患・脳血管疾患）等をはじめとした高度・急性期医療については、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、地域がん診療連携拠点病院や地域脳卒中センターとして地域の中心的役割を果たすとともに、専門性の高い人材を育成するなど、より高度な医療の提供に向けた取組みを行っています。</p> <p>また、小児・周産期医療については、地域周産期母子医療センターとして、地域の医療機関では受入れが困難なハイリスク出産や32週未満の早産児等の受入れを行うとともに、小児・周産期医療を担うスタッフの育成にも取り組み、加えて、総合周産期母子医療センターである長崎大学病院との連携により、市民が安心できる医療提供体制の充実を図っています。</p> <p>経営面については、新型コロナウイルス感染症対応の重点医療機関として、県内最大数のコロナ患者を受け入れたことに伴う補助金収入により大幅に収支が改善しており、また、救命救急病棟や集中治療室等の高稼働により入院診療単価が大幅に増している状況もあります。加えて、材料費等の費用縮減など経営安定に向けた取組みを実施しているところです。</p> <p>市民に対するサービス向上については、令和2年度に設置した患者相談窓口で患者及び家族の様々な相談を総合的に受け付け、相談内容に応じた担当部署との連携により必要な改善を図るなど、患者や市民サービスの向上に努めています。</p> <p>長崎市立病院機構においては、地方独立行政法人の自主性・自律性を活かし、理事会を中心に安定経営、市民サービス向上に向けた取組みを行っていることから、長崎市としても、引き続き病院機構との連携を密にしながら、市民に対して質の高い医療を安定的に提供できるよう、持続可能な経営基盤の確立に向けた取組みを求めています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (4) 介護支援（地域支援事業）や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。			
回 答 <p>                     高齢者ができるだけ要介護状態等に移行することを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるように、地域支援事業を推進することが重要であり、長崎市では高齢者の自立支援・重度化防止に向けて様々な事業を展開し必要な支援を行っています。                 </p> <p>                     特に、介護予防の強化としては、要支援者及び事業対象者を対象に、訪問型サービスや通所型サービス、配食サービス等の多様なサービスを行っており、自立支援に向けて高齢者おひとりお一人の状態に応じたサービスを提案し利用していただいています。                 </p> <p>                     併せて、全ての高齢者を対象に、高齢者自らが介護予防や生きがいづくり・地域づくりに取り組むことができるような介護予防教室や、住民主体の通いの場の立ち上げや活動支援、介護予防ボランティア養成等に取り組んでいます。介護予防教室においては、感染症予防対策として外出を控える方が増えた期間においても、代替メニューとして自宅で行う運動や脳トレの資料を配布して、自ら介護予防に取り組んでいただいています。                 </p> <p>                     また、医療や介護が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを切れ目なく一体的に提供する「長崎版地域包括ケアシステム」の推進に向けて、分野ごとの課題を整理しながら、課題解決に向けた取り組みを進めています。                 </p> <p>                     なお、令和3年度からは、地域の実情に応じた地域住民相互の支え合い活動の推進役として「生活支援コーディネーター」を4名配置し、生活支援ニーズ及び地域資源の把握を行い、地域での支え合い体制の構築に取り組んでいます。                 </p> <p>                     さらに、介護支援専門員等の資格を有する職員がケアプランを検証し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等への指導・助言を行うケアプラン点検や、利用者に対し介護サービスの種類や費用等の利用状況を通知する介護給付費通知など、介護給付等費用適正化事業を実施しており、次期介護保険制度の改正に伴い、長崎市において策定する第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）において、介護保険制度の充実及び介護給付の適正化を図っていきます。                 </p> <p>                     持続可能な介護保険制度を実現するために、国や県の動向を注視しながら、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるために、引き続き、自立支援型の地域ケア個別会議を積極的に開催し、介護支援専門員や介護保険サービス事業所等サービス提供に携わる関係者の提供するサービスの質の向上と給付の適正化を図り、利用者の自立支援につながるサービスの提供に努めていきます。                 </p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課 福祉総務課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (5) 高齢者が生き生きと活躍できる環境整備を図ること。			
回 答 <p>長崎市の高齢化率は令和4年9月末現在で33.6%であり、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には高齢者人口のピークを迎える見込みです。このような状況において、高齢者が生き生きと活躍できる環境を整備することは大変重要であると考えており、様々な取り組みを行っています。</p> <p>そのひとつに、身近な地域で参加できる事業として、自宅で簡単にできる運動を紹介する「すこやか運動教室」のほか、市内在住の概ね65歳以上で構成される団体を対象に、スポーツインストラクターやレクリエーション指導員、歯科衛生士を派遣し、心身の健康づくりの方法を伝授する事業を行っています。</p> <p>また、高齢者の皆さまがご自身の生きがいづくりと健康づくりのために通う「高齢者ふれあいサロン」をはじめ、地域で趣味活動や社会奉仕活動も併せて行われている「老人クラブ」や、高齢者の方々に就業機会を提供する「長崎市シルバー人材センター」があります。</p> <p>さらに、高齢者自身がこれまでに培われた知識や経験・資格を地域の健康づくりに活かしていただくよう、「高齢者ふれあいサロンサポーター」や「介護施設ボランティア」、地域包括支援センターとともに、地域住民に認知症のことを正しく理解してもらう普及活動や認知症カフェの運営支援等を行う「認知症サポートリーダー」などの養成講座を行っており、修了者は地域活動の担い手として活躍されています。併せて、地域や社会で活躍する高齢者を増やすことを目的に、長崎市の健康・介護予防情報及び実際に活動している人達を紹介する動画を作成して市のホームページに公開し、周知啓発を行っているところです。</p> <p>また、高齢者の積極的な社会参加を促進するための交通費助成事業をはじめ、活動団体に対する助成、さらに、ボランティア活動を奨励する「地域支援ボランティアポイント制度」による支援を行っています。</p> <p>これからも、引き続き高齢者が生き生きと活躍できる環境の整備を進めていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (6) 令和3年4月から実施された高齢者交通費助成(70歳以上)のICカード化については、利用者が使いやすいシステムに改善し、未設置の各地域センターにポイント還元機を早急に設置すること。			
回 答 高齢者交通費助成事業については、満70歳以上の高齢者を対象に、公共交通機関を利用して外出し、社会活動へ参加するきっかけをつくることで介護予防につなげることを目的として、5,000円程度の交通費助成を行っています。 令和3年4月から、バス・電車の車内における差額運賃の両替時の危険性や小銭の用意をする不便さを改善するため、紙の利用券を廃止し、ICカードで利用していただき、その実績によってポイントで助成する方法に変更しました。 この交通費助成事業に伴うポイント交換がより身近な場所で行えるよう、令和3年度にエヌタスTカード用ポイント交換機を高島を除く各地域センターに、令和4年度にニモカカード用ポイント交換機を東長崎、西浦上、滑石地域センターに設置したところです。 引き続き、市民の皆さまに丁寧でわかりやすい周知を行うとともに、広く利用していただける事業として定着できるよう取り組んでまいります。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 市民生活部 中央総合事務所	地域コミュニティ推進室 自治振興課 総務課 中央地域センター
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (7) 仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせて自治会や各種団体などへの十分な説明と地域住民への意見を聴取し十分な理解のもと進めること。また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。併せて、自治会加入率の低下に歯止めをかける対策にも努めること。			
回 答 自治会をはじめ地域の各種団体が連携し、地域課題の解決に取り組む地域コミュニティ連絡協議会においては、令和5年1月9日時点で、協議会設立済みの地区が31地区、協議会の設立に向けた準備委員会設立済みの地区が17地区となっており、皆様方のご理解とご協力により、少しずつ地域におけるまちづくりが広がりをみせています。 一方で、協議会設立の検討に至っていない地区については、具体的な支援の方向性を地区ごとに取りまとめた支援計画に基づいて、地区の実情に併せた設立支援を行うこととしています。令和4年度には、しくみの必要性を理解していただくための取組みとして、協議会設立地区の方との意見交換の場や、協議会設立地区から事例発表を行う「わがまちみらい情報交換会」を開催するとともに、さらに市内中心地区の複数小学校区を対象に、講師からの講話や地区の団体同士の意見交換を行う「わがまちみらい勉強会」を開催しました。 今後も、地域コミュニティを支えるしくみについて理解を深めていただけるよう努めながら、さらなる機運醸成を図っていきたくと考えています。 また、地域コミュニティの活性化を図るため、まちづくり支援担当職員が地域に入り、多世代の住民同士のつながりをつくる話し合いの場を提供するなど、地域が新たな取組みを行う際の支援を引き続き行うとともに、多世代交流を促す働きかけを行っていきます。 さらに、令和2年度から開始した、気軽な交流のきっかけづくり「ながさき井戸端パーティー」の取組みを継続し、専用のホームページにより、市内で行われる様々な交流の場の情報の提供を行います。最近では、地域コミュニティ連絡協議会等、地域の各種団体の利用も増加しており、引き続き地域活動の紹介を行うことにより、地域活動への参画意識の醸成を図っていきます。 次に、自治会加入率については、毎年少しずつ減少しており、令和4年4月時点では64.9パーセントとなっております。この要因としては、高齢化のさらなる進展や単身世帯の増加など、社会を取り巻く状況が変化する中、自治会においても、高齢化等により自治会業務の負担が大きくなり自治会を退会する人が増えたり、役員の成り手がいらない、自治会加入のメリットが感じられないなど、様々な要因が複合的に影響を与えているものと			

考えています。

自治会加入率の低下に歯止めをかける対策としては、これまでも毎年11月を自治会加入促進月間として「加入促進キャンペーン」を実施するとともに、新規建設マンション等への自治会加入の働きかけ、大学生への加入促進チラシ等の配布、企業を通じた自治会加入依頼など、様々な観点からの取り組みを行ってきたところであり、さらに令和4年度は、自治会加入のメリットが伝わるようリニューアルした加入促進チラシや、自治会の加入促進に参考となるような取り組みを盛り込んだハンドブックを作成しています。また、自治会運営の負担を軽減するために、自治会内での情報共有などのためのSNSの使い方研修や、自治会の担い手を育成するための研修を実施することとしています。

地域の核となり、身近な暮らしを支えているのは自治会であると認識していますので、自治会の必要性について、より多くの方の理解が進むよう取り組んでいきたいと思えます。

今後とも、関係部局が連携し、地域のまちづくりに関する支援を行っていきます。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	障害福祉課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (8) 障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。 併せて、長崎市障がい者差別禁止条例の制定を行うこと。			
回 答 長崎市では、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする、新たな「長崎市第6期障害福祉計画・長崎市第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を進めています。 また、身近な地域で障害者やその家族の困りごと等の相談を受け、必要に応じて障害福祉サービスが円滑に利用できるよう、市内5箇所相談支援事業所を設置しています。 令和5年2月には、障害者の地域生活を支援する機能、相談支援体制の充実・強化を図るため、指定相談事業所等に対する専門的な指導・助言、地域移行・地域定着の促進の取組み、緊急時の支援体制の構築、人材育成の支援等を行う相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置を行うこととしています。 障害者に対する差別解消については、「第4期障害者基本計画」（令和元年度～令和5年度）において「障害を理由とする差別の解消の推進」を方針として掲げており、平成29年に策定した障害を理由とする差別の解消の推進に関する「長崎市職員等対応要領」の周知徹底や障害者に対する理解を深めるため、アート作品展の実施、「はあと屋」の授産製品販売の促進、広報紙やホームページ等を活用した普及啓発に努めています。併せて、長崎県が制定した「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」も考慮した上で、長崎市の特性や実情を踏まえて、独自に条例として規定すべき項目があるかなど、障害者団体等のご意見を伺いながら、考え方を整理していきます。			



## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	スポーツ振興課 文化振興課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり                  (9) スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致及び継続した競技力向上対策に努めること。併せて、文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、市民が日常的にスポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保するため、「する・みる・ささえるスポーツの振興」の視点から、市民体育・レクリエーション祭などの各種スポーツ大会を開催するとともに、地域や学校において、ニュースポーツ教室を実施するなど、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に取り組んでいます。</p> <p>各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致については、ラグビーワールドカップ2019日本大会や東京2020オリンピックにおける代表チームの受入れにより、「みる・ささえる」スポーツの振興を図ることができたと考えています。</p> <p>大会・キャンプ等の誘致については、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、市内各スポーツ施設の有効活用、交流人口の拡大及び地域の活性化が図られることから、今後とも各競技団体及び長崎県スポーツコミッションと連携した取り組みを実施していきます。</p> <p>また、競技力向上対策については、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等の全国大会レベルにおいて上位入賞ができるよう、公益財団法人長崎市スポーツ協会を通じて、各競技団体が行う選手の強化事業である「競技力向上対策事業」の経費の一部を補助するなど、ジュニア層をはじめとした競技力向上に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>さらに、令和4年度から新たに開催した小学生以下の子どもを対象としたスポーツ体験教室を今後も継続して実施するとともに、V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカのホームゲームへの招待事業の継続とアウェイゲームにおける「パブリックビューイング」を新たに実施し、市民の応援機運の醸成と子どもたちのスポーツを始めるきっかけづくりにつながる取り組みを実施します。</p> <p>次に、文化・芸術活動の振興については、「長崎市市民文化活動振興プラン」に基づき、学校など身近な場所に演奏家やプロの演劇人を派遣する「アウトリーチコンサート」や「演劇アウトリーチ」の開催のほか、令和3年3月に芸術文化専用ホームページ「ながさき文化のひろば」を開設し、芸術文化に関する情報発信の強化を図るなど、市民が身近に文化・芸術に触れる機会の創出に努めています。</p> <p>また、市民が自主的に文化・芸術活動を活発に行えるよう、市民文化団体の発表の場を創出する市民美術展や市民演劇祭などを開催するほか、市民文化団体が行う文化事業への</p>			

助成等を行っているところです。

今後は、令和7年度に本県で国民文化祭、障害者芸術・文化祭が開催されるため、長崎市の芸術文化活動が更に活性化するよう、気運を高めるとともに、開催に向けた準備を進めていきます。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 市民生活部	土木企画課 スポーツ振興課
<p><b>事 項</b></p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり                  (10) 長崎南北幹線道路整備に伴う施設の再配置について、平和公園西地区での整備方針を早期に示すこと。</p>			
<p><b>回 答</b></p> <p>長崎南北幹線道路については、令和4年度、長崎市茂里町から滑石工区の約5.3kmが新規事業化され、今後、県において具体的な測量、調査、設計などに着手していくこととなっています。</p> <p>このような中、平和公園西地区においては、長崎南北幹線道路が上空を高架橋で通過する線形となっているなど、市民総合プールをはじめ複数のスポーツ施設が道路計画に支障をきたすこととなります。</p> <p>そのため、長崎市では、令和3年6月に学識経験者や関係団体、地元自治会などから構成する「長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会」を設置し、スポーツ施設の再配置も含め、平和公園西地区の再整備基本計画の策定に着手しており、これまでに4回の委員会を開催し議論を行ってきたところです。</p> <p>この中で、スポーツ施設の再配置については、「市民総合プール、庭球場の一部、弓道場」を平和公園に再配置する施設、「ソフトボール場、陸上競技場」を別途検討する施設と整理していますが、陸上競技場の機能のうち、芝生広場や外周園路については、市民の皆様の日常的な休息や散歩、ジョギング、ラジオ体操などに利用されていますので、これらの機能は残し、将来を見据えながら、より市民に開かれ、平和公園としての付加価値を高められるよう検討しているところです。</p> <p>今後、検討委員会での議論を踏まえ基本計画を取りまとめていきたいと考えており、別途検討すると整理した施設についても、この検討委員会とは別に、できるだけ早く方向性が見出せるよう、関係部局と十分連携しながら、検討していきたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	適正配置推進室
<p><b>事 項</b></p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p>①小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。</p>			
<p><b>回 答</b></p> <p>長崎市では、多くの学校で小規模化が進んでいる中、平成 29 年 2 月に「長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針」を策定し、子どもたちが集団生活の中で活気に満ちた活動ができる学校規模を確保することとしています。この方針に基づいて、地区ごとの具体的な実施計画（案）を作成し、対象となる学校の保護者や地域の皆様と意見交換を重ねながら学校規模の適正化と適正配置に取り組んでいます。</p> <p>進捗状況としては、平成 30 年 4 月に尾戸小学校を長浦小学校へ、令和 2 年 4 月に式見中学校を小江原中学校へ、川平小学校を西浦上小学校へ、令和 3 年 4 月に江平中学校を山里中学校へ、令和 4 年 4 月に南中学校を茂木中学校へ統合したところであり、さらに、令和 6 年 4 月に南小学校を茂木小学校へ統合することとしています。</p> <p>学校は、教育の場だけでなく地域コミュニティの核として、防災拠点や地域交流の場等、様々な機能も併せ持っていることから、地域の皆様にとって大切な存在であり、学校を残してほしいという思いがあることも十分に理解させていただいています。</p> <p>学校統廃合については、様々な意見があり、教育委員会が開催する意見交換会において合意形成を図ったものや、地域主導で統廃合について意見集約が図られたものなど、合意に至る過程はそれぞれの地域の実情に応じた形があるものと考えています。</p> <p>今後も、学校に係る各団体の皆様のご意見を伺いながら、各地区の実情に配慮し丁寧な説明のもと、十分な協議を行い、理解が得られるよう努めていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	施設課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 2em;">②教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>小中学校の施設整備については、施設の経過年数による保全の必要性、各学校の老朽化の状況や危険箇所を確認した上で優先度を考慮し、施設の機能改善を図っています。</p> <p>特に、子どもたちの安全安心に直結するような外壁落下防止、工作物や器具等の保全のほか、建物躯体に影響を及ぼす恐れがある雨漏り防止等について、法定点検や日常点検の結果をもとに最優先として迅速な対応に努めているところです。</p> <p>令和2年度には、「長崎市学校施設長寿命化計画」を策定し、各学校の建物躯体の状況に応じて、計画的に長寿命化改良事業及び改築事業を推進することとしています。</p> <p>また、近年、全国的に風水害や台風等による災害が発生している状況の中で、長崎市の学校施設においても防災機能強化の推進が喫緊の課題となっており、計画的な施設整備を進めていくことが必要であると認識しています。</p> <p>これらのことから、児童生徒が安全安心に学校生活を過ごせるよう教育環境の改善を図るとともに、国庫補助事業の更なる拡充を求め国への要望活動を継続的に行う等、予算の確保に努めていきます。</p> <p style="background-color: yellow;">なお、令和5年度は、小中学校の改築事業として、西浦上小学校及び西町小学校において校舎新築工事に着手するほか、改修事業として、山里小学校ほか4校の外壁及び屋上防水改修やバスケットゴールの改修等を実施します。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校教育課 教育研究所
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p>③特別支援教育支援員、スクールサポーター、ICT教育支援等の拡充を図り、教職員の勤務時間の縮減に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>特別支援教育支援員については、主に特別支援学級在籍の児童生徒の支援を行うものですが、学校生活における移動や、医療的なケアなど専門的な支援が必要な場合、担任一人では対象児童生徒の支援が困難と考えられる場合などに配置しています。</p> <p>支援員の配置については、毎年、就学相談の内容や学校から報告があった児童生徒について、提出された資料をもとに配置が必要かどうかを検討し、令和4年度は、令和3年度から5名増員し、130名を配置しています。</p> <p>令和5年度の配置に向けても、各学校の状況を把握した上で、適切な配置ができるよう努めていきます。</p> <p>学校サポーターについては、平成23年度より全ての小学校を対象に配置し、学習プリント等の印刷や採点業務の補助、学習支援などを行っています。さらに、令和3年度からは、新たに7学級以上の中学校にも配置しており、新型コロナウイルス感染症対策としての消毒業務も行っており、教職員の業務軽減につながっています。令和4年度は、小学校63校、中学校19校に配置しています。</p> <p>ICT教育支援については、令和2年度に4名であったICT支援員を令和3年度は8名に増員、さらに令和4年度からは学校だけではなく、保護者への支援も視野に入れ「GIGAスクール運営支援センター」を立ち上げ、支援員を12名に増員いたしました。学校への定期訪問やリクエスト訪問に加え、学校や家庭からの質問を受け付けるヘルプデスクや専用ホームページを開設するなど支援を充実させました。</p> <p>令和5年度は、クラウドを活用した職員間のコミュニケーションの促進を図ったり、離れた教室と職員室をオンラインツールで共有化させ、各種連絡の効率化を図ったりするなどの工夫により、業務量の縮減を図っていきたいと考えています。そのため、活用がなかなか進まない学校などに直接指導主事を派遣し、きめ細やかな研修・指導を実施するなどのサポート体制を強化していきます。</p> <p>これらの取組みを通して、月80時間超過勤務教職員数は、令和元年度、小中学校で年間延べ633人でしたが、令和2年度は284人、令和3年度は206人と減少しており、令和4年度も減少傾向です。</p> <p>「統合型校務支援システム」の活用や、「週1回の定時退校日」、「週2回の部活動休養日」、「家庭の日（第3日曜日）」の実施も定着してきており、引き続き、教職員の勤務時間の縮減のために、業務の縮減・適正化に努めていきたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校教育課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (11) 教育行政について ④小学校だけでなく中学校についても 35 人学級を実現すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>中学校においては、令和3年度から新学習指導要領の完全実施に伴い、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、各教科の学習計画や学習指導法等の改善を図りながら、確かな学力の向上に取り組んでいます。</p> <p>その中で、個に応じた指導は学力保障につながるものであり、教師が生徒一人一人に対して目が届きやすく、指導・支援しやすい環境をつくることは大切であると考え、これまでも国に対し学級編制基準の緩和や見直し等の要望を行ってきました。</p> <p>現在、1学級の人数については、国の基準を基に、県が定めることとなっています。令和3年度、国の基準が改正され、長崎県においては、小学1年生は30人、小学2・3・6年生と中学1年生が35人、その他の学年は40人となっており、長崎市においても当該基準に基づく人数となっています。</p> <p>さらに、令和5年度は小学4年生も35人学級となる予定です。</p> <p>中学校については、国の教育再生実行会議においても35人学級についての議論がなされ、令和4年6月に出された政府の「経済財政運営と改革の基本方針2022」の中には「35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。」と記され、公立中学校の少人数学級化の検討が盛り込まれています。</p> <p>長崎市としても、今後の国の動向を注視し、引き続き要望していきます。</p> <p>なお、長崎市の令和4年度、1学級あたりの平均人数は小学校が25.3人、中学校が30.2人となっています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	総務課 学校給食センター整備室 健康教育課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (11) 教育行政について ⑤安心・安全な給食提供のため、今後の学校給食センターについては、所長に権限をもった職員、及び正規雇用の栄養士の職員を配置すること。			
回 答 長崎市では、今後の学校給食の方向性として、献立内容の充実、食物アレルギーへの対応及び給食施設・設備の老朽化などの課題に対応するため、既存の学校給食施設の集約化を図り、市内3か所に学校給食センターを建設することとしています。 1か所目となる北部学校給食センターについては、令和4年1月12日に供用開始し、PFI事業者ともしっかりと連携を図りながら、安全でおいしい給食の提供に努めているところです。 長崎市の組織体制については、検討にあたり、まずは業務内容について精査を行い、業務量や困難性、専門性を踏まえながら、配置する職員数や補職者、専門的な資格等を有する職員を配置することとしています。 北部学校給食センターについては、これらの観点から現場に係長級の所長、会計年度任用職員、栄養教諭・学校栄養職員を配置するとともに、加えて、学校給食を自校方式からセンター方式に切り替えていくにあたり更なる体制強化を図る必要があるとの判断から、学校給食業務を所管する健康教育課に課長補佐を配置したところです。 今後も引き続き、3か所の学校給食センターの整備を進める中で、将来に向けた組織体制について検討を進めます。			



## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環 境 部	ゼロカーボンシティ推進室
<p>事 項</p> <p>3. 環境と共生するまちづくり</p> <p>(1) SDGsの実現に向けた施策の推進</p> <p>①地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>地球温暖化の要因となっている温室効果ガスの増加により、豪雨災害等の頻発化・激甚化や、生態系への悪影響など将来世代にわたる影響が強く懸念されており、世界共通の課題となっています。この課題解決のための共通目標が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」であり、長崎市においても、令和3年3月17日に「ゼロカーボンシティ長崎」を宣言し、2050年の脱炭素なまちづくりを目指すこととしています。</p> <p>令和4年3月に改訂した「長崎市地球温暖化対策実行計画（以下、「実行計画」という。）」においては、長期目標として、2050年における市域の温室効果ガス排出量を2007年度比80%削減し、残りの20%を森林等による吸収や利活用することにより「ゼロカーボンシティ長崎」を実現することとしており、中期目標としては2030年における同排出量を同様に43%削減し、森林等による吸収・利活用を6.2%とする目標を掲げ、取組みの強化・加速化を図ることとしています。</p> <p>また、2050年の脱炭素社会の実現に向けては、特に2030年までの取組みが大きな分岐点とされていることから、長崎市においても新たに、実行計画に定める4つの削減戦略ごとに、戦略をリードする野心的数値目標を掲げ、2030年までに公用電気自動車の導入拡大や太陽光発電設備の導入促進等を重点的に推進していくこととしています。</p> <p>そのため、全庁一丸となって計画的かつ戦略的な取組みを進めることとしており、令和5年度は、電気自動車推進のため、更なる公用電気自動車の導入、公共施設のLED化、及びエネルギー版産学官民スタートアップ事業を実施し、市内事業者や環境団体等が連携して行う「環境と経済の好循環」につながる新たな脱炭素化事業を創出し、新たな雇用と地域活性化を目指していくこととしています。</p> <p>また、市民や事業者の環境行動を推進するサステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）との緊密な連携のもと、具体的な環境行動や活動を推進する市民や事業者がさらに拡大するよう、「ecoNながさき」を始めとした次世代のステークホルダーである若者世代との連携を進めていくこととしています。</p> <p>今後も、ゼロカーボンシティの実現に向けては、広く市民及び事業者の方に取組みを浸透させるため、令和4年度には取組みのシンボルとなるロゴマークを作成し、令和5年度はさらに効果的な広報戦略の展開を図り、SDGsの実現に必要な環境・社会・経済の3つの側面を統合的な発展を目指すとともに、持続可能な脱炭素なまちづくりに向け、積極的な施策の展開に努めていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部 商工部	ゼロカーボンシティ推進室 商工振興課
<p>事 項</p> <p>3. 環境と共生するまちづくり</p> <p>(1) SDGsの実現に向けた施策の推進</p> <p>②再生可能エネルギーの普及促進を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市内で消費されるエネルギー消費量は、市民・事業者の節電対策や省エネ機器の普及等により減少傾向にあり、温室効果ガス排出量についても、再生可能エネルギーの普及等により、減少傾向へ転じています。</p> <p>再生可能エネルギーの普及については、これまでも、市民や事業者、行政が連携して取り組む「ながさきソーラーネットプロジェクト」を実施するなど、様々な取組みを実施しています。</p> <p>また、地域で生み出された再生可能エネルギーを地域で活用する、エネルギーの地産地消を推進し、CO<sub>2</sub>削減を図るとともに新たな脱炭素化事業を創出することを目的として、令和2年2月に「株ながさきサステナエナジー」を設立し、同年12月から市有施設への電力供給を開始し、令和5年1月時点で162施設に電力供給をしており、再生可能エネルギーの地産地消に取り組んでいます。</p> <p>このような中、長崎市においても、地球温暖化対策をさらに加速するため、再生可能エネルギーの活用や市民、事業者の環境行動を促進するとともに、市域における再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行い、具体的な導入に関する目標値を設定することで、再生可能エネルギー導入を推進していきたいと考えています。</p> <p>併せて、令和4年度に市保有の公共施設や遊休地を対象とした太陽光発電設備等の導入ポテンシャル調査を実施しています。本調査を行うことで、より具体的な導入計画及び導入方法を策定し、公共施設等における再生可能エネルギーの更なる導入促進を図っていききたいと考えています。</p> <p>また、海洋再生可能エネルギー分野については、長崎市の基幹産業である造船業で培ってきた技術を転用できる分野であり、今後、急成長が見込まれる分野であることから、海洋再生可能エネルギー関連の産業集積に向け、引き続き市内企業の参入の取組みを支援したいと考えています。現在、長崎県海域においては、五島市沖や西海市江島沖などで大規模な洋上風力発電事業の計画が進みつつあり、令和2年度には、長崎大学文教キャンパス内に洋上風力発電の専門人材育成機関である「長崎海洋アカデミー」が開講されています。また、伊王島地区に洋上作業員のための「安全訓練施設」の創設など、本格的な普及に向けた取組みが進められています。</p> <p>このような中、長崎市では、市内中小事業者の経営基盤の強化を図るため、海洋再生可能エネルギー分野など新事業進出の取組みを支援しており、令和5年度にかけて、チャレンジ企業応援事業費において、取組みに必要となる機械設備や研究開発、人材育成等に要する経費の一部を補助することとで、普及、促進を図っていききたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部  環境部	契約検査課 検査指導室 ゼロカーボンシティ推進室 廃棄物対策課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (1) SDGsの実現に向けた施策の推進 ③市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。			
回 答 循環型社会の構築については、リサイクル製品の活用と資源物の再商品化が重要であると認識しています。 まず、建設工事におけるリサイクルについては「建設副産物処理要領（長崎市）」に基づき、契約図書である現場説明書に、施工条件として再生アスファルトや再生砕石などの再生資材の利用を明示しています。 また、建設工事で発生するコンクリート殻やアスファルト殻なども、同要領に基づき、再生資源化等を行う施設名や搬出する数量を現場説明書に明示するとともに、受注者に求めている提出書類である工事着工前の建設副産物のリサイクル計画と、工事完成後に提出される報告書により、適正な実施の確認を行っています。 なお、建設工事に使用するリサイクル製品の積極的な活用については、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質を満たし、基本単価一覧表に掲載されているリサイクル建設資材の使用を推進しています。 次に、物品購入については、「長崎市グリーン購入判断基準」に基づき、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」の基準に合わせた文具類やOA機器等の物品の購入を進めることにより、環境負荷の低減に努めています。また、事業所に対しても、事業活動において、さらに環境に配慮した経営を実践してもらうべく、時津町や、長与町とも連携して環境マネジメントシステム(EA21)の普及に向けた取組みも推進しているところです。 併せて、ごみ排出量の削減だけでなく、資源物の再商品化にも繋がるリサイクルの取組みとして、ペットボトルやガラスびん、プラスチック製容器包装について、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者に引き渡すとともに、古紙をはじめとしたリサイクルが可能な一般廃棄物の処理を市内事業者へ委託するなど、様々な施策を実施しているところです。 今後とも、リサイクル製品等を積極的に活用し、環境に配慮した取組みに努めるとともに、資源物の再商品化をすすめることで、リサイクルの推進とごみの減量化を図り、循環型社会の構築につなげていきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	中央総合事務所 東・南・北総合事務所	地域整備 1・2 課 地域整備課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (2) 自然体験型公園、都市公園等の健康遊具等の充実を図ること。			
回 答 本市の公園は総合公園や街区公園など約 500 箇所整備しておりますが、人口減少や少子高齢化により建設当時に想定していた公園利用の目的が変わってきているところがあります。 現在、都市公園等の健康遊具においては、46 公園 159 基の整備をしている状況ですが、設置場所や使用方法がわからなくて利用されていない健康遊具もあることから、身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組めるよう関係部局と連携を図り、健康遊具の利用促進を図る取り組みを推進していきます。 また、今後も健康遊具等については、公園の再整備や遊具施設の更新に際して地域の皆様と十分に協議しながら、利用していただける健康遊具の整備を行い充実を図っていきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課 商工振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (1) 地場企業の育成と商店街の振興 ①中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。			
回 答 まず、経営安定支援策については、商工部内に金融の専門相談員を配置し、きめ細やかな対応を行うとともに、コロナ禍にあつては新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける市内中小事業者の資金繰りに対応するため、信用保証協会が一般の保証付き融資とは別枠で保証を行うセーフティネット保証等の信用保証制度において、中小企業信用保険法に基づき、信用保証の対象となる中小企業者等を認定しています。このセーフティネット保証等に係る認定件数は、令和2年2月から令和4年12月までで4,605件にのぼり、国・県・市の各種融資制度の活用之际し、迅速な認定を行うことで、中小企業者等の円滑な資金繰り支援に努めているところです。また、このセーフティネット保証の認定に係る期間や業種などについては国が指定することとなっておりますが、今後も、関係団体に協力していただき事業者のニーズを把握したうえで、県を通して期間延長等の要望を行っていきます。 <p>                     そのほか、商店街等の振興策として、魅力向上やにぎわい創出のためのハード事業及びソフト事業への支援を行っています。また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、令和2年度及び令和3年度に実施した「商店街等にぎわい復活支援事業費補助金」を、令和4年度は補助限度額を拡大し、28団体に対してプレミアム商品券発行や各種イベントのソフト事業への支援を行っています。また、令和5年度にかけて、商店街や業界団体に加えて、大規模小売店舗も含めて、プレミアム付商品券等発行事業への支援を行います。                 </p> <p style="background-color: yellow;">                     あわせて、現在、市内中小事業者においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続くなか、現下の原油価格や物価高騰など厳しい事業環境に対応していくことが求められていることから、令和5年度にかけて、中小企業設備整備事業費補助金（省エネルギー設備等）において、エネルギーコストを削減し、経営の安定化を図るため、省エネルギー設備等への更新を行う市内中小事業者を支援するとともに、チャレンジ企業応援事業費において、市内中小事業者の新製品・新サービス開発をはじめ、事業拡大、DX推進による生産性向上、新事業展開などの新たな取組みを促進することとしており、その取組みに資する機械設備の導入や研究開発、人材育成等などの経費の一部を補助することとしています。その他にも、SNS等活用支援事業により、コロナ禍の影響を受ける市内中小事業者が新たな顧客及び外貨を獲得するために実施するSNSマーケティングやECサイトに                 </p>			

よる販売促進の取組みへの支援を行うとともに、クラウドファンディング活用支援補助金により、コロナ禍の影響を受けている市内中小事業者が早期に新たな需要や販路を開拓し外貨を獲得するために実施するクラウドファンディングを活用した新商品開発や販路開拓等の取組みへの支援などを行っています。

これらの中小事業者に対する支援策については、市のホームページ等において周知するほか、経済関係団体との会合など、あらゆる場での情報共有により利用を促すこととしており、今後とも中小事業者や商店街のニーズを把握しながら支援策の充実を図り、関係機関とも連携した利用促進に取り組んでいきます。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	商工振興課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり          (1) 地場企業の育成と商店街の振興              ②ものづくり産業（中小企業）への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市の基幹産業の1つである造船・造機製造業は、従業者の規模も付加価値額も大きく、地域経済を長く支えてきました。しかしながらこの分野を取り巻く環境は大きく変化しており、今後はポストコロナ社会に適応した新たな視点（グリーン、DX、サステナブル）で次代の製造業を見据えて、市内中小事業者の業態転換や経営力・競争力の強化や人材育成、経営基盤の強化を図る必要があります。</p> <p>令和3年度に策定した第5次長崎市経済成長戦略においても、このものづくり分野は、今後も域内の経済を支える分野として、①強みを活かした造船業の維持・活性化支援、②洋上風力発電事業など環境・エネルギー分野への参入支援、③造船インフラや技術を活かした新分野進出・多角化の支援などを重点施策として検討していくこととしています。</p> <p>これまで、市内のものづくり企業の経営力・競争力の強化を図ることを目的に、長崎工業会による生産効率化に向けた「カイゼン活動」や「人材育成」などの取組みに対する支援をはじめ、「優れモノ認証制度」等による販路拡大支援、新事業分野への進出の取組みに対する支援を実施してきました。また、若手技能者に対する技術・技能の伝承や中堅技能者に対する高度な技術習得のための取組みを支援しており、長崎地域造船造機技術研修センターによる新人研修については、延べ374名が参加し、技術・技能の伝承を図っています。</p> <p>また、現在、市内中小事業者においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続くなか、現下の原油価格や物価高騰など厳しい事業環境の変化に対応していくことが求められていることから、令和5年度にかけて、チャレンジ企業応援事業費において、市内中小事業者の新製品・新サービス開発をはじめ、事業拡大、DX推進による生産性向上、新事業展開などの新たな取組みを促進することとしており、その取組みに資する機械設備の導入や研究開発、人材育成等などの経費の一部を補助することとしています。</p> <p>さらに、市内中小事業者が抱える様々な課題解決を図ることを目的に、大手企業OBの中小企業コーディネーターやITコーディネーターが企業訪問等を行い、個々の企業が抱える課題の把握や相談・助言等を実施しています。</p> <p>今後は、新しい成長戦略のもと、モノづくり分野の進化のための施策を検討し、長崎県や関係団体と連携しながら、市内中小事業者の競争力強化や経営力強化に向けた支援に取り組んでいきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	観光交流推進室
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり          (2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造          ①登録された二つの世界遺産と併せ、長崎の観光資源を更に磨くとともに、長崎市版DMOの取り組みについては期を逃すことのないよう、具体的な取り組みを加速し交流人口の拡大に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市においては、平成30年3月に（一社）長崎国際観光コンベンション協会が観光庁から日本版DMO法人として登録され、地域の舵取り役として、多様な関係者との合意形成や組織強化に取り組んできました。令和元年度からは、DMOのトップ人材であるCMO（最高マーケティング責任者）を配置し、以降、専門人材の採用を進めたことにより人員体制が整ったところです。</p> <p>また、観光資源の磨き上げとしまして、2つの世界遺産である「明治日本の産業革命遺産」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の保存・活用と併せ、夜間景観のさらなる魅力向上などに力を注いでいます。</p> <p>DMOにおいては、市内事業者と連携し、既存コンテンツの磨き上げを図るとともに、コロナ禍での安全・安心対策を織り込みつつ、郊外の自然環境を活用したアウトドアの体験型コンテンツの造成や、滞在時間・観光消費の拡大に向けた朝型観光について積極的に進めてきました。令和5年度においては、ナイトタイムエコノミーを意識した付加価値の高いコンテンツとして「朝たび・夜たび」の充実を図り、さらに観光トレンドの変化を踏まえたサステナブルツーリズムの推進を図ります。また、令和3年11月に開業した「出島メッセ長崎」をはじめとしたMICE開催による効果をまち全体に波及させる「まちMICE」の取り組みについては、ユニークベニューの活用及び体験プログラムの充実を図り、MICE主催者に提案することで、滞在時間と消費拡大につなげる取り組みを行うとともに、MICE開催情報について地元事業者に必要な時期に提供を行います。</p> <p>さらに、市内にある体験コンテンツの一元化を図るとともに、「長崎市での遊び方」を紹介するポータルサイト「PLAY NAGASAKI」を制作しました。訪問客がワンストップで閲覧・予約が可能になったことにより、今後、総合観光案内所と連携しながら、訪問客の満足度の向上・リピーターの獲得につなげていきます。</p> <p>令和5年度には、新たにトップとして配置されるCOO（最高執行責任者）のもと、ウィズコロナにおいて、官民一体となった安全安心の滞在環境づくりに引き続き取り組むとともに、観光ブランドの訴求・浸透の取り組みと、国内観光客と併せ、令和4年10月11日から制限解除となったインバウンドの受入れについても、関係機関と連携しながら誘客プロモーションを実施していくこととしています。さらに、令和5年度から導入する宿泊税については、宿泊者への還元策として、DMOにおける情報提供や観光案内所におけるサービスの向上など受入環境整備や、観光コンテンツの充実といった観光資源の磨き上げを図るなど、宿泊客の満足度向上に向け取り組みます。</p>			



## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	観光交流推進室
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (3) G7広島サミットに伴う関係閣僚会議（保健大臣会合）の開催にあたっては、国、県と十分な連携を図り、安全対策を含め大会成功に向け万全を期すること。			
回 答 令和5月13日と14日の2日間で長崎市の出島メッセ長崎において、G7長崎保健大臣会合が開催されることが決定しました。 長崎開催決定にご尽力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。 長崎で保健大臣会合を開催することは、今後も長崎が医療・公衆衛生分野において、世界に貢献していく姿勢を示すメッセージとなり、G7サミットが開催される広島とともに核兵器廃絶と世界平和への訴えを発信できることも大変意義の深いことであると考えています。 また、保健大臣会合の開催は、世界中の多くの人々の注目を集め、長崎の魅力を世界に発信する絶好の機会でもあります。 G7関係閣僚会合の長崎での開催は初めてとなりますが、しっかりとした受入実績をつくり、今後の国際会議・政府系会議の誘致活動につなげていくため、現在、県・市・民間事業者からなる専任事務局において、国と連携して保健大臣会合の開催支援及び準備等に係る各種業務を実施しているところです。加えて、各国代表をまち全体でお迎えするとともに、安心安全な会合となるよう、警備を担当する警察庁や長崎県警察本部と連携し、関係団体や市民の皆様の御協力を頂きながら、保健大臣会合の成功に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	世界遺産室 観光政策課 観光交流推進室
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (4) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進 ①「明治日本の産業革命遺産」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、それぞれの保存整備と併せ周辺環境整備の取り組みを加速させ、地域に負担とならないよう努めること。併せて、保全管理の財源確保にも努めること。			
回 答 長崎市には、平成 27 年に世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の 8 資産と、平成 30 年に世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の 3 資産をあわせて 11 の構成資産があります。 世界遺産の構成資産は、将来にわたる万全の保護措置や来訪者に対する受入態勢の整備が必要です。 「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のうち、特に劣化の激しい端島炭坑については、平成 29 年 12 月に策定した「史跡高島炭鉱跡整備基本計画」に基づき、優先順位を付けた計画的な保存整備を実施しており、最も優先順位の高い護岸遺構については、令和 4 年度から 5 年度にかけて、補強工事に向けた詳細設計を行っています。 財源については、国の史跡に指定されている「端島炭坑」、「小菅修船場跡」や重要文化的景観に選定されている、「外海の出津集落」「外海の大野集落」等は、国・県の補助事業を活用することとしています。構成資産の整備にあたっては、引き続き、国・県に対し、財政面及び技術面での支援を強く求めていくとともに、多額の経費が必要と考えられる端島炭坑の整備に関しては、国の社会資本整備総合交付金及び過疎対策事業債を活用していきます。また、端島見学施設使用料及びふるさと納税等を原資とする「端島（軍艦島）整備基金」を設置しており、将来にわたる整備事業の安定的な財源を確保していきます。 端島見学施設の災害復旧対策については、過去の台風による施設損壊等の経験を踏まえ、令和 2 年度から、台風の接近による波浪で見学施設の損壊が想定される場合には転落防止柵等を一時的に撤去し、台風通過後に再設置することにより、施設の損壊を未然に防ぐ取り組みを行っています。また、栈橋等が損壊した場合でも各船舶に防舷物を装備しての接岸等を行うことで復旧までの期間を大幅に短縮できたことから、今後も部材の材質等も含め研究を行い、災害に強い施設づくりに努めていきたいと考えています。 周辺環境の整備としては、これまで外海地区や高島地区等において案内板・説明板・世界遺産登録記念銘板の設置及び遊歩道や駐車場の整備等を行っています。令和 5 年度には、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産内にある出津教会堂駐車場に来訪者用トイレの整備が完了予定です。観光客の増加による住民の生活環境への影響が出ないよう、今後とも地元住民の意見もお聴きしながら引き続き周辺環境を整備していき			

ます。

また、4カ国語表記の説明板を道の駅「夕陽が丘そとめ」と外海歴史民俗資料館に設置するなど来訪者への情報提供を行うとともに、これらの施設に遠藤周作文学館を加えた3施設には、外国人観光客を含めた来訪者の利便性向上のため、公衆無線LAN環境を整えています。さらに、令和5年度には、グラバー園内の高台にある旧三菱第2ドックハウスを「明治日本の産業革命遺産」のガイダンス施設としてリニューアルし、来訪者に世界遺産価値の効果的な情報発信を行います。

長崎市を訪問する来訪者の満足度を高め、持続的な地域活性化につながるよう、今後とも世界遺産の構成資産及び周辺環境の適切な保全・活用事業を進めていきます。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部 企画財政部 建築部	産業雇用政策課 移住支援室 住宅政策室
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>(5) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持</p> <p>①将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進するとともに、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて全力で取り組むこと。また、U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>人口減少対策は長崎市として最優先で取り組むべき課題であり、特に若年者の定住を促進することは喫緊の課題であると認識しています。</p> <p>そのような中、若者の地元就職及びU・I・Jターン就職を促進するため、若年者雇用施策に取り組んでいるところですが、特に新型コロナウイルス感染症の拡大以降、学生の就職活動や企業の採用活動はオンラインが主流となっていること、また、学生の地元志向が高まっていることなどの状況を踏まえ、「SNS等を活用した長崎で働く魅力の発信」、「若者が望む新しい働き方の推進」、「オンラインを含む採用活動の支援」に注力しているところです。</p> <p>また、雇用機会の拡大に資する企業誘致は、若年層の流出に歯止めをかけるための即効性かつ効果的な施策であると認識しており、平成25年度から令和3年度までに34社を誘致し、現時点で約2,700人の雇用を創出しています。</p> <p>企業誘致における正規雇用の拡大策としては、長崎市企業立地奨励条例の雇用奨励金の交付要件において、正規雇用者数を重視した補助としています。</p> <p>今後とも、更なる雇用の創出に向けて、県及び長崎県産業振興財団と連携した企業誘致活動を進めていくとともに、長崎独自の誘致後の採用活動支援を手厚く行うことで、既に立地した企業に対しての正規雇用の拡大を要請していきます。</p> <p>次に、U・I・Jターンに対する定住支援策については、移住相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」を中心に、長崎県と県内の市町で協働運営している「ながさき移住サポートセンター」とも連携し、県外に在住する長崎市へのU・I・Jターンを希望する方からの「仕事」「住まい」に関する相談対応などきめ細やかな支援に取り組んでいます。移住者数の状況としては、令和3年度は令和2年度の344人から74人増加の418人と3年連続で増加しています。</p> <p>長崎市の移住者はUターン者が多い状況であり、Iターン者を増やしていくことでさらなる増加につなげていきたいと考えています。そのため、Iターン者の増加に向けた取り組みとして、インターネットを使った情報発信において企業との連携により長崎市のホームページが検索で上位に掲載される仕組みの導入、長崎県に関心がある方を対象とした長崎県及び民間団体が運営するオンラインコミュニティへ参画します。</p>			

さらに、グリーンツーリズムの体験ツアーとの連携による情報発信やワーケーションの導入を検討している都市部の企業の事前視察の受入れなどの関係人口の拡大に向けた取組みも引き続き進めていきます。

また、特に若い世代を意識した中で、「若い世代に選ばれる魅力的なまち」を目指しており、自分のライフスタイルに合わせて住まいを選択できるようにするために、「住みよかプロジェクト」に取り組んでいます。

単身の新規就労者や移住者等が市営住宅に入居できるよう市営住宅条例を改正し、公募を行ってきましたが、更に、収入に関する入居要件を緩和した住戸を新たに供給することで、一定の収入がある新規就労者や移住者の方が入居できる住宅の選択肢を増やすことができました。

そのほか、開発許可における宅地の面積の最低限度を緩和し、戸建住宅の購入を検討される方には、手が届きやすい住宅用地を供給できるよう規制緩和に取り組みました。

次に、若い世代向けの住宅提供という共通の目的で取り組んでいる企業、金融機関などの取組みを認定する「住みよかプロジェクト協力認定制度」の取組みとして、令和3年度に比較的利便性の高い地域に子育てしやすい広さの賃貸住宅を適正価格で若年・子育て世帯等に向け供給することを目的として建設した賃貸住宅が264戸供給されました。

また、子どもの教育資金が必要となる時期に生活費の負担を軽減するため、当初は賃貸住宅として住み、10年後は贈与により住宅を譲り受けることが選択できる「贈与型賃貸住宅」の供給など、中古住宅のリノベーションにも取り組んでいます。

このように、民間住宅の新たな供給が増え、住まいの選択肢が広がっていることを知っていただくために、住みよかプロジェクトのポータルサイトの制作やYouTubeでの動画配信などをおこない、長崎で住まいを探している若者に、新しいライフスタイルの情報を発信することで、自分の生活スタイルにあった住宅やコミュニティを知るきっかけを提供しています。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、都市部から地方への移住の関心は高まっており、令和4年6月に内閣府が実施した調査では、その理由は「人口密度が低く自然豊かな環境に魅力を感じたこと」が最も多い結果となっています。長崎市は都市部での暮らしに加え、豊かな自然に囲まれた田舎での暮らしのどちらにも対応でき、さらに都市部で暮らしながら余暇に豊かな自然を楽しむという暮らしも実現できることが強みであるため、チャンスであると考えています。

また、長崎市は、出島メッセ長崎の完成、西九州新幹線の開業と長崎駅周辺の整備及び長崎スタジアムシティ開業など、100年に一度ともいえる大きな変化を迎えており、新たな雇用機会が生まれることが期待されます。さらにはIT系の誘致企業が増え、ITの技術を持つ人の雇用機会が豊富になりました。これらのことは新たなまちの魅力となり、若年者の定着及び移住者の増加につなげるチャンスとなります。

このような現状を踏まえ、これまでの施策を継続しつつ、長崎県などの関係機関と連携して、長崎での暮らしの魅力や仕事・企業等に関する情報発信を強化し、若年者の定住促進及びU・I・Jターンの増加につなげていきます。さらには将来的な移住者となりうる関係人口の創出・拡大にも引き続き取り組むことで、移住の促進につなげていきます。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (5) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ②産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。			
回 答 企業誘致については、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて情報通信・医工連携関連分野の企業 11 社が研究開発拠点の立地を決定し、令和 4 年度においても新たに半導体・機械・医療機器関連等で新設 4 社の立地が決定したところです。その要因としては、平成 28 年度に長崎県立大学に情報セキュリティ学科が、また、令和 2 年度に長崎大学に情報データ科学部が開設されるなど、情報通信関連分野の人材育成・産学連携に係る環境の整備が進んでいること、さらに、感染症研究などの医療分野で、長崎大学が持つ優れた資源や実績が認められていることなどがあると考えています。 また、令和 4 年 8 月に分譲を開始した「長崎市田中町企業立地用地」においては、全 2 区画の公募にそれぞれ立地の申込みがあり、製造業を含む企業の立地も見込まれているところです。 そうしたなか、近年活況の半導体分野の振興に向けた人材育成・確保、企業支援等を強力に推進するため、県内の産学官が連携する「ながさき半導体ネットワーク」が設立され、また、医療・生命科学分野においては、長崎サミットにおける合意を経て、産学官プラットフォーム「長崎ヘルスケア関連産業研究会（仮称）」立ち上げの動きも生まれており、今後は産学官のより強固な連携のもとに、関係する企業の誘致や、新たな産業の育成を図っていきたいと考えています。 あわせて、長崎県及び長崎県産業振興財団と連携し、引き続き企業誘致・支援体制の充実を図るなどの環境整備を進めることとしており、こうした取組みを通して、定住人口の維持・増加に資する良質な雇用の創出につなげたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部 中央総合事務所	産業雇用政策課 生活福祉 2 課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>(6) パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努め、安心して働ける社会環境の確立と格差是正に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>非正規雇用者については、平成 6 年以降、全国的に緩やかな増加傾向にあり、平成 28 年経済センサス活動調査によると、長崎市においては、雇用者 166,753 人のうち約 4 割の 65,746 人が非正規雇用者となっています。</p> <p>こうしたなか、平成 30 年 7 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成 31 年 4 月から順次施行されています。</p> <p>なかでも、非正規雇用者に対する待遇改善の取組みとしては、「パートタイム・有期雇用労働法」の改正により、同一企業内において、正規雇用者と非正規雇用者の間で、基本給や賞与、手当などのあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されています。また、非正規雇用労働者は「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになっており、事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければならず、中小企業においても、令和 3 年 4 月 1 日から改正後の同法が適用されています。</p> <p>これら関係法令の遵守にあたっては、長崎市ホームページや事業者へのダイレクトメールにより順次情報発信し、労働条件の改善等に向けた周知・啓発を行っています。</p> <p>また、未就労者の支援や就労者の収入増加を図るため、長崎労働局との共同事業として、平成 26 年 9 月から、庁内に生活保護受給者等を対象としたハローワークの常設窓口を開設しているほか、離職等により経済的に困窮し、住居を失う恐れのある方への家賃相当分の住居確保給付金の支給など、国と連携して取り組んでいます。</p> <p>今後も関係機関と連携し、市内事業者に対する労働条件の改善に向けた周知・啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、労働者が安心して働くことのできる環境の確立と格差是正に努めたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	水産農林政策課 水産振興課 農林振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (7) 長崎の豊富な農水業を活用した農林水産の振興を推進すること。併せて、「地産地消」事業の推進により「長崎の食」をPRするとともに、ブランド化と販路拡大に努めること。			
回 答 農業の振興については、関係者と連携を図りながら、「次世代につながる農業を育てる」ため、農業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育てていく「産地・担い手」、安心して農業を営める環境づくりを行う「地域・環境」、長崎ならではの農産物の消費を拡大していく「消費・拡大」の3つの視点を柱に取組みを進めています。 具体的には、長崎市を代表する農産物である「びわ」、「長崎和牛・出島ばらいろ」の高付加価値化及び「いちご」などの生産高度化、消費拡大に向けた取組みを進めています。 また、新規就農者を確保・育成するため、就農初期段階における給付金支援などの初期投資の軽減策やフォローアップ体制の充実に取り組んでいるところです。 次に、水産業の振興については、漁港施設の整備や水産種苗の放流、漁場環境の整備等による資源回復の取組を着実に実践し、ICTを活用したスマート水産業の推進に引き続き取り組むなど、長崎市の豊かな水産資源を活用した水産業の振興を図っていきます。 また、水産加工業者などで構成する実行委員会に対して、大消費地における展示商談会に出展する際の経費を補助し、商談できる機会を創出しています。 「長崎の食」のPRについては、長崎の豊かで新鮮な魚を誘客につなげるため、キャッチコピー「さしみシティ」を軸として、市民や企業による取組みを支援する制度を継続し、観光客の受入基盤の強化を図りつつ、西九州新幹線の開業を機に刷新した「さしみシティガイドブック」を活用することなどにより飲食店への誘客を促すとともに、域外へのPRを実施することで、新幹線の開業効果の最大化を図り、「長崎の魚」の消費拡大につなげていきたいと考えています。 このほか、地産地消の推進に関しては、食関係団体と連携したイベントを、新長崎駅の駅前広場で開催するなど観光客にも楽しんでもらえるような場とするとともに、DMOとも連携しながら長崎ならではの食材や食文化の情報発信などの取組みを進めていきます。 併せて、農水産物全体のブランド化及び販路拡大については、「なつたより」、「長崎和牛・出島ばらいろ」、「トラフグ」といった競争力のある商品を中心に、DMOや庁内関係部局とも連携しながら、「長崎の食」の魅力を積極的に発信し、域外へのプロモーション強化を図っていきます。			



## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部 中央総合事務所	自治振興課 地域整備 1・2 課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり ①地域住民と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりのため、各種団体等との連携を図っていくこと。			
回 答 市内における刑法犯認知件数は、近年は減少傾向にありますが、社会情勢にあわせ巧みに手口を変化させながら相手を騙すニセ電話詐欺に加え、子どもや女性に対する声かけ事案が発生するなど、地域の方々を脅かす犯罪等は依然として発生しています。 このような中、長崎市では、会議やイベント等の開催による警察との連携強化、ホームページによる地域の自主防犯活動団体の情報発信及び同団体への活動費助成に加え、令和3年度からは、自治会等が犯罪の未然防止を目的として設置する防犯カメラの費用に対して補助を行うなど、地域の防犯力向上に取り組んでいます。さらに、令和4年度からは、個人の防犯意識の向上及び地域の防犯力向上のため、市民の方に、日常的に行うウォーキングやジョギング、買い物、通勤・通学等の屋外での活動の中で地域の見回り活動を行っていただく「ながら防犯（事業名称：長崎市よかまち見回りサポーター）」活動を開始し、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりに向けて取り組んでいます。 そのほか、長崎市と暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議との共催により市民集会を開催するなど、暴力追放運動の推進に取り組むとともに、長崎県更生保護協会長崎支部を通じた長崎地区保護司会等への活動費補助など、更生保護事業への支援も行っています。 また、犯罪被害者等への支援についても、警察や長崎犯罪被害者支援センター等の関係団体等と連携して取り組んでいるところです。 次に、市内における交通事故の状況は、発生件数、負傷者数ともに減少傾向にありますが、引き続き関係団体等とともに交通安全運動を活用した取組み等を実施し、関係団体等の協力を得ながら、さらなる交通安全対策の検討を進めていきます。なお、近年は高齢者が関係する事故の割合が高くなってきていることから、高齢者の交通安全対策が課題であると考えており、令和3年度からは、地域の御協力も得ながら、関係団体等と連携した高齢者向けの交通安全講習を開催することで、高齢者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組んでいるところです。 また、これまで教育委員会、小学校、道路管理者、所轄警察署等の関係機関と連携し、通学路の合同点検を行い、必要な対策を進めていますが、令和3年度には、千葉県八街市の事故を受けて、緊急合同点検を実施し、この点検結果に基づき、歩道整備、交差点改良などの通学路における児童等の安全確保に向けた更なる対策に取り組んでいるところです。 今後とも、地域の方々と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりの推進に向けて、各種団体等と十分な連携を図っていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部  企画財政部 文化観光部 市民生活部	土木企画課 長崎駅周辺整備室 都市計画課 大型事業推進室 観光交流推進室 文化振興課
<p><b>事 項</b></p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(2) 長崎駅周辺（尾上町～幸町）の環境整備</p> <p>① 新市庁舎・新たな文化施設・MICEを含めた長崎駅周辺整備・新幹線整備と民間で建設計画のスタジアム等大型事業の建設については、それぞれの関係先と連携のもと、完成後の交通体系など十分精査し万全を期すよう努めること。</p>			
<p><b>回 答</b></p> <p>令和4年9月の西九州新幹線開業に伴い、長崎駅周辺道路の供用開始ならびに東口駅前交通広場の暫定供用、長崎駅前バス停の仮移設などにより、長崎駅周辺の交通形態が大きく変化しています。</p> <p>市中心部では、長崎駅周辺、幸町周辺、桜町・魚の町周辺において、短期間のうちに官民の大型施設が次々整備されることとなっており、これに伴う交通の量や流れの変化に対応すべく、各施設の事業者や交通管理者である長崎県警、幹線道路の管理者である長崎県などと連携し、協議・調整を行っているところです。</p> <p>具体的には、新市庁舎では公共交通の円滑な運行及び交通渋滞緩和のための道路拡幅やバスベイ整備、歩行者の安全な動線の確保を図るための広い歩行空間の整備について、道路管理者、交通管理者、公共交通事業者と連携して当該整備を進めています。</p> <p>出島メッセ長崎では、自動車交通の乗入れについて、各交通事業者や協会関係者と協力し、利用者の利便性向上につながるよう取り組んでいます。</p> <p>幸町の長崎スタジアムシティプロジェクトでは、スタジアム、アリーナ、商業施設、ホテル、オフィス等の複合施設が計画されており、イベント開催時やイベントがない通常時の公共交通、車、徒歩による円滑な動線の確保や、周辺地域へ与える影響など今後予想される課題への対策について、開発事業者、交通管理者、道路管理者、公共交通事業者などと引き続き協議を進めながら、長崎スタジアムシティ開業の時期（令和6年予定）をふまえて、令和4年度からスタジアム周辺道路の環境整備に着手しています。</p> <p>また、旧市庁舎本館跡地に建設予定の新たな文化施設については、具体的な検討を進める中で、近隣施設との連結によるバリアフリー環境整備等も含め、関係者との連携を図りながら検討していきます。</p> <p>今後も、円滑で利便性の高い交通体系が確保できるよう、関係者間における連携を図りながら、スピード感を持って対策を進めたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	公共交通対策室
<p><b>事 項</b></p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(3) ハブアンドスポーク型運行については、長崎市周辺部の市民が快適に乗り継ぎできるよう、待合い環境の整備を図ること。</p>			
<p><b>回 答</b></p> <p>ハブアンドスポーク型による路線バスの再編は、利用者に乗り継ぎという負担が新たに生じるため、快適に乗り継ぎできる待合い環境の整備は大変重要であると認識し、令和3年8月に策定した長崎市地域公共交通計画にも交通結節点の整備などを盛り込んでいます。</p> <p>本計画に基づき、南部地区では三和地域センター内の栄上バス停で、令和4年11月から土日祝日も館内ロビーを利用できるよう改善を行い、東部地区では、矢上バス停の上屋やベンチの増設、風雨をしのげる背面パネルなどの設置を進めています。</p> <p>乗り継ぎバス停の環境は、スペースの問題など場所によって様々な状況ですので、バス事業者とも連携し、状況に応じて対応したいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	公共交通対策室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(4) 乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進（西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか）及び、離島での公共交通機関（高島・伊王島・池島航路を含む）の存続を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>現在、バス空白地域において、乗合タクシーを5地区、合併地区や離島を中心に路線バスやコミュニティバスを11路線、デマンド交通を1地区、高島・伊王島・池島（地域交通船）航路で、事業者に対して補助金を交付し運行しています。</p> <p>いずれの地区も利用者数は減少傾向にあり、路線維持に伴う長崎市の財政負担も増加していますが、効率的な運行内容等へ見直しを図りながら、今後も引き続き確保に努めたいと考えています。</p> <p>また、バス空白地域の解消に向けた取組みは、路線バスの停留所の新設や路線延長、道路整備に併せた路線開設などを基本として、交通事業者と協議しながら可能な限り対応しているところですが、道路幅員が狭隘であることや、地域の人口規模が小さく採算性が見込めないこと、交通事業者との調整が困難などの理由により解消が図れない地域も存在しますので、タクシー乗り合せ、ボランティア運送といった新たな移動手段の導入を、地域が主体となって取り組みたいとお考えがあれば、長崎市も積極的に支援したいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部 中央総合事務所	都市計画課 地域整備 1・2 課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(5) 斜面市街地の再生と防災体制の整備</p> <p>①斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路の整備を優先し再生を図ること。また、「車みち整備事業」及び令和2年度から開始した「くらしの道整備事業」については、継続を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市においては、斜面市街地の防災性の向上や居住環境の改善を図るために8地区を選定し、生活道路の整備を中心に「斜面市街地再生事業」を進めていますが、多くの家屋移転を伴うことなどから、事業が長期化しており、整備効果が現れるのに時間を要しています。</p> <p>しかしながら、斜面地の居住環境改善には、車の通る道路整備が緊急の課題であることは十分認識しており、既に着手している生活道路については、早期完成に努めるとともに、新たな路線については事業着手が困難な状況にあることから、「車みち整備事業」や「老朽危険空き家対策事業」などの即効性・実現性の高い事業を活用し、生活道路の整備など、地域住民への負担を軽減しながら、住環境の向上を図ることを念頭に、地元のまちづくり協議会や自治会と協議を進めていきます。</p> <p>「車みち整備事業」については、平成25年度から事業を開始し、令和3年度までに25路線、延長約3,200メートルの整備を行い、道路整備沿線の住民へのアンケート調査でも「生活環境が改善された」との肯定的評価を受け、平成30年度までとしていた事業期間を令和5年度まで延長し、事業を進めています。</p> <p>また、令和2年度からは、「車みち整備事業」の対象区域外でも整備を行う「くらしの道整備事業」を創設し、事業期間を令和5年度までとして、現在、3路線で工事を進めています。</p> <p>両事業ともに、通常の道路整備に比べ、短期間で事業費を抑えた整備を行うことができ、整備後は自家用車をはじめ、福祉車両などの車両が通行可能となり、また、消防・救急活動も行いやすくなるなど、生活環境の改善が図られることで、定住人口や地域コミュニティの維持にもつながる事業ですので、引き続き鋭意取り組んでいくとともに、事業期間の延長も検討していきたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	建築部	建築指導課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (5) 斜面市街地の再生と防災体制の整備 ②長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。			
回 答 長崎市は、令和3年3月に改定の「長崎市空家等対策計画」において「市民が安全で安心に住み続けられるまちをつくるため、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家（特定空家等）にしないととも、特定空家等をなくす」という基本理念を掲げ、空き家対策を行っています。 「特定空家等をなくす」取組みとしては、老朽化が進み、周辺に悪影響を及ぼしている老朽危険空き家については、所有者に対し、「特定空家等除却費補助金」や「老朽危険空き家対策事業」の活用によって除却を促しており、平成23年度から令和3年度までに除却費補助金により220件、平成18年度から令和3年度までに対策事業により54件の老朽危険空き家が除却されました。 このうち、除却費補助金については、令和3年度から対象範囲を老朽危険空き家になる恐れのある特定空家等まで拡大し、また、対策事業についても、令和2年度から対象地域を全市域に拡大することで、危険な空き家の除却を推進しています。 また、特定空家等の所有者に対しては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「助言」、「指導」を行い、危険な空き家の除却等を促しています。この「助言」、「指導」に従わず、そのまま放置すれば危険であると判断される特定空家等については、法に基づく「勧告」、「命令」を行い、それでも解体しない場合は、地域住民の安心・安全を主眼に置き、「行政代執行」による除却も視野に入れ、厳正な対処を行っていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	農林振興課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり          (6) 有害鳥獣対策（イノシシ、シカ、カラス、アライグマ）等の強化のため、将来を見通した予算計上を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害金額は、令和元年度 約 2,900 万円、令和2年度 約 2,800 万円、令和3年度 約 2,500 万円と年々減少しておりますが、令和3年度の被害相談件数は 1,200 件を超え、特に生活環境被害の相談件数は、約 850 件となり、全体の約 66%を占めています。</p> <p>このようなことから、有害鳥獣対策については、「防護」、「捕獲」、「棲み分け」の3対策を基本に、迅速かつ効果的な被害防止対策に取り組んでいるところです。</p> <p>まず、「防護対策」については、農作物被害に対し国庫事業を活用したワイヤーメッシュ柵について令和3年度は約 28km の設置を進めるとともに、市独自の取組みとして、国庫事業の要件に該当しない小規模農地における農作物被害や市街地周辺的生活環境被害を防止するために、個人の農業者や自治会等へワイヤーメッシュ柵等を貸与しており、令和3年度は約 57km と過去最多の貸出となっています。</p> <p>次に、「捕獲対策」については、長崎市有害鳥獣対策協議会及び捕獲隊が連携し、計画的な捕獲体制の強化に取り組んでおり、令和3年度は、新たな捕獲団体が 10 団体設立され、イノシシの捕獲頭数が過去2番目に多い 3,970 頭となっています。</p> <p>また、「棲み分け対策」については、委託している有害鳥獣対策の専門業者がコンサルティングを行うなど、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、イノシシによる市街地周辺への出没や石垣の掘り崩しなどの生活環境被害の増大、アナグマやタヌキによる被害の相談など、内容も多様化し、件数も増加傾向にあります。</p> <p>このような中、令和3年度には自治会等によるワイヤーメッシュ柵の設置を推進していくため、柵運搬・設置への支援を創設し、令和4年度には、新設市道を活用した広域防護柵を設置し、被害減少の有効性を検証するとともに、市民団体と協働しドローンを活用した有害鳥獣の追払い調査や動向調査を行い、被害対策の効率化の検証を行っているところです。</p> <p>今後においても、さらに効果的な被害対策を進めるため、「防護」、「捕獲」、「棲み分け」の3対策の切れ目のない実施と地域ぐるみの取組みの充実に努めていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	建築部	住宅政策室
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (7) 長崎市住宅リフォーム補助事業を継続し、予算の拡充を図ること。			
回 答 長崎市では、平成 22 年度から民間住宅の質の向上と長寿命化の促進を図ることを目的として、「ながさき住みよ家リフォーム補助金」を、また平成 29 年度からは浴室や便所のバリアフリー化など住宅の性能向上を目的とした「住宅性能向上リフォーム補助金」を実施しており、現在、これらの住宅リフォーム補助金は、住宅の居住環境改善や若手技能者の育成と技術の継承を目的として引き続き助成を継続しています。 令和 4 年度の実績ですが、「ながさき住みよ家リフォーム補助金」については、例年、年度の早い時期に予算を執行していることから、利用する市民の機会の平準化を行うため前期、後期に分けた募集を行い、前期は 4 月 5 日から 5 月 27 日まで、後期は 9 月 1 日から 9 月 30 日までで予算額に達したことから申請受付を終了しており、令和 4 年 12 月末時点での受付件数は、住宅性能向上リフォーム補助金との併用分も合わせて 853 件となっています。令和 5 年度についても、引き続き予算を確保し取り組んでいきます。 「住宅性能向上リフォーム補助金」については、令和 4 年 12 月末時点での受付件数は、住みよ家リフォーム補助金との併用分も合わせて 626 件で執行率は約 9 割となっています。 こちらは令和 4 年度に開口部や外壁等の断熱改修等工事を補助対象として追加し、令和 5 年度には外壁の遮熱・断熱塗装なども補助対象として追加するとともに、省エネルギー化に資する改修工事は、補助金の上限額を 10 万円から 20 万円として予算額も拡大するなど、ゼロカーボンシティ長崎の実現に向け、更なる住宅の省エネルギー化を推進していきたいと考えています。 今後も市民のニーズや社会状況の変化等を注視しながら、効果的な助成制度となるよう努めていきます。			



## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部 文化観光部	平和推進課 観光交流推進室
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり          (1) 世界の国々が経験したことの無い原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界へ向け、国際都市長崎から平和のアピールに努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市は 77 年前の原爆の悲惨な体験を繰り返さないために、核兵器廃絶と恒久平和の実現を国内外に訴え続けてきました。</p> <p>しかし、令和 4 年 2 月にウクライナへ侵攻したロシアが核兵器の使用を示唆したことにより、私たちが目指す核兵器廃絶への道は陰しさを増すばかりか、再び使用されるリスクがこの上なく高まっています。</p> <p>このように、核兵器を巡る現下の厳しい国際情勢の中で、6 月にウィーンで開催された核兵器禁止条約第 1 回締約国会議に続き、8 月にニューヨークで開催された第 10 回核不拡散条約（NPT）再検討会議において、「77 年前にきのご雲の下で人間に何が起こったのか」という原点のもと、核兵器使用のリスクが高まっている今だからこそ、核兵器を二度と使ってはならないこと、そして核兵器の脅威から地球と人類の未来を守る唯一の現実的な道は廃絶しかないという被爆地の強い思いを訴えました。</p> <p>また、10 月には広島・長崎が主宰し、世界 166 か国・地域の 8,200 以上の都市が加盟する平和首長会議の 5 年ぶりの総会において、核保有国と同盟国に対し、核兵器廃絶に向けた即時の行動を要請し、為政者の政策転換を促すことなどを盛り込んだ「ヒロシマアピール」を採択しました。</p> <p>令和 5 年度は、5 月に長崎で保健大臣会合の開催が予定されており、会合の開催は今後も長崎が医療・公衆衛生分野において、世界に貢献していく姿勢を示すメッセージとなるだけでなく、G7 サミットが開催される広島とともに核兵器廃絶と世界平和を発信できるものと考えています。</p> <p>さらに 7 月から 8 月にかけて開催される「第 11 回 NPT 再検討会議第 1 回準備委員会」と 11 月から 12 月にかけて開催される「核兵器禁止条約第 2 回締約国会議」の国際会議の場において、核兵器使用の危機から脱し、核兵器廃絶に向けた潮流を再びつくっていくために、「核兵器のない世界」を希求する強い意思を国内外に粘り強く発信していきます。</p> <p>今後も、広島市をはじめ平和首長会議加盟都市や、NGO 等平和を希求する全ての人々と連帯しながら、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて力を尽くしていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部 市民生活部	平和推進課 スポーツ振興課
事 項 6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (2) 被爆 75 周年事業で中止となった長崎平和マラソン等においては、被爆 80 周年事業での開催に向け、検討、準備を進めること。また、平和を発信するイベントは継続的に開催するよう努めること。			
回 答 被爆から 77 年が経過しようとするなか、被爆者の高齢化は進み、被爆の実相の継承が喫緊の課題となっています。また、核兵器を巡る国際情勢は予断を許さない状況が続き、被爆地長崎から核兵器廃絶と世界恒久平和を訴えることの重要性は高まっています。 そのような中、被爆 75 周年記念事業として開催を予定していた「長崎平和マラソン」については、新型コロナウイルス感染症の影響から、開催に向けた取組みを一旦休止していますが、状況を見極めながら令和 7 年度の開催を目標とした検討を進めていきます。 また、平和活動の裾野を広げ、多くの人が平和を後押しする潮流をつくるため、令和 3 年度から、平和行政の柱の一つに「平和の文化の醸成」を据え、スポーツや芸術などを入口に、身近なところから平和について考え行動する取組みを推進しています。 令和 4 年度は、9・10・11 月を平和の文化キャンペーン期間に設定し、「平和の文化の認知度向上」及び「自分に合った平和の行動を見つけるきっかけづくり」の取組みを行うことで、平和の文化の醸成に向けた機運醸成を図りました。 「平和の文化の認知度向上」の取組みとしては、市役所玄関前や原爆資料館前への看板等の設置、市内公共施設等へのポスター、卓上のぼりの配布などにより周知を強化しました。 「自分に合った平和の行動を見つけるきっかけづくり」としては、期間中に開催される平和に関するイベントを関連事業として集約し、ホームページやチラシによりカレンダー形式で紹介したところです。 主な関連事業としては、「平和の文化認定事業」の第一号に認定した「V. ファーレン長崎」のマスコットキャラクターで、令和 4 年度に平和の文化イメージキャラクターに就任したヴィヴィくんを活用し、9 月に開催した「平和の灯」の広報活動などを行いました。また、10 月に開催した「原爆犠牲者慰霊世界平和祈念市民大行進」にはヴィヴィくんに加えて、プロバスケットボールチーム・長崎ヴェルカのクラブマスコット・LUC A が参加し、イベントを盛り上げるとともに、多くの人に親しみをもって平和の文化についての理解を深めていただきました。 また「2022長崎ベイサイドマラソン」や「明治安田生命ピースウォーキング」「第71回長崎市民美術展」など、スポーツや芸術を通して平和を発信する事業を周知し、多くの人の参加を促しました。 今後も、庁内をはじめ官民で連携しながら、身近なところから平和について考え、気軽に行動できる機会を創出するとともに、多くの人が当事者として考え、行動してきたこれまでの取組みを顕在化することで、日常の中に「平和の文化」を根付かせていくための取組みを進めていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	調査課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり            (3) 被爆地域の是正拡大と広島「黒い雨」地域と同様に被爆体験者を被爆者として認定できるよう、早期解決を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>現在、国が指定した被爆地域は、爆心地から同心円状ではなく、東西に約7km、南北に約12kmのいびつな形となっており、被爆体験者の皆様に大きな不公平感を抱かせる要因となっています。</p> <p>そのため、長崎市では、市議会と一体となって、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会、いわゆる原援協を通じて平成27年度から、高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の救済という観点から、被爆地域の拡大及び対象合併症の大幅な拡充を国に要望しています。</p> <p>このような中、広島黒い雨訴訟において、広島への原爆投下後に降った「黒い雨」等により放射線による健康影響を受けたとして、原告84名全員が被爆者として認められ、「原告と同じような事情にあった方々」を被爆者として認定するための新たな被爆者認定指針の運用が、令和4年4月1日から開始されました。</p> <p>一方、長崎においては、過去の裁判例との整合性や黒い雨の存在を示す客観的な資料がない等の理由から対象外とされています。</p> <p>このため、長崎県において、「長崎の黒い雨等に関する専門家会議」を設置し、「過去の被爆体験者訴訟の判決と矛盾するものではなく、平成11年度証言調査は、実際に雨が降ったことを示していると解釈できる。」とする報告書を国に提出しましたが、令和5年1月16日に示された国の見解では、長崎については、「原爆投下後間もなく降雨があったとの客観的な記録がないことや被爆地域として指定されていない地域では、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったとはいえないことを判事した判決が確定している。」、また、「長崎の被爆体験者に係る裁判の判決において、事実認定がなされている以上、これと整合性を欠く施策を行うことは困難」との見解でした。</p> <p>今後とも、諦めることなく、長崎県と連携を密に図りながら、国の回答を精査し、引き続き被爆体験者の救済に向けて、国と協議を進めていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	援護課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (4) 被爆二世については、がん検診を加えること。</p>			
<p>回 答</p> <p>被爆二世への健康診断については、被爆二世が、がん等への健康不安を抱えていることから、健康診断にがん検診を加えるよう、これまでも「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」及び「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」を通じて、国に要望してきており、血液のがんである「多発性骨髄腫」の検査が追加されたものの、その他のがん検診については検査項目となっておらず、引き続き八者協及び原援協などを通じて、国に強く要望していきます。</p> <p>なお、長崎市における被爆二世の健康診断については、平成 29 年度から前年度の受診者には申込手続きを不要とし、事前に受診票を送付しており、現在約 200 箇所の医療機関で受診できるなど、受診者の利便性の向上を図っており、今後とも、より健診が受診しやすくなる取組みに努めていきます。</p> <p>また、被爆二世健康診断の結果等を記録し、自身の健康管理に役立てることを目的とした「被爆二世健康記録簿」について、長崎市では、令和 3 年 6 月から配布しており、平成 30 年度以降減少傾向であった新規申込者の増加がみられ、令和 3 年度は 3,880 人が受診し、前年度から 301 人の増加となっています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	人権男女共同参画室
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(1) 個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を推し進めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>国においては、令和4年7月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が一部改正され、女性活躍に関する情報公表項目に「男女賃金の差異」が追加されるなど、性別にかかわらず誰もが個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向けた取組みが推進されています。</p> <p>長崎市においても、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、令和4年に策定した「第3次長崎市男女共同参画計画」は、女性活躍推進法の計画としても位置付けており、男女共同参画社会の実現のための意識改革・啓発を進める様々な取組みを行っているところです。</p> <p>令和4年度も、男女共同参画推進センターにおいて、女性の起業、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家事・育児等への参画促進など、多様な生き方ができる社会の実現に向け、様々な角度から男女共同参画への理解を深める講座の開催、啓発紙での周知・啓発を行っています。</p> <p>また、男女が意欲と能力に応じて仕事と責任を分担し、性別に関係なく活躍できる職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進など性別にかかわらず誰もが働きやすい環境づくりを実践している企業を「男女イキイキ企業」として表彰しており、事業を開始した平成20年度からの表彰事業所数は32事業所となっています。これまでの表彰事業所の取組みについて、市ホームページ等により広く紹介することで、市民や他の事業所の意識の醸成に取り組んでいます。</p> <p>今後も、性別にかかわらず誰もが個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、市民の関心やニーズを的確に把握し、関係部局や関係団体と連携しながら、更なる意識改革・啓発を推進していきたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	人事課 職員研修所
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (2) ハラスメントのない働きやすい職場環境整備を行うとともに、管理者及び職員に対し、効果のある充実した研修を適宜実施すること。			
回 答 ハラスメントが生じると、職員の能力が十分発揮されず、市民等からの信頼を失い円滑な業務展開ができないといった影響が生じ、業務遂行のうえでも看過できない支障が生じることとなります。そのため、ハラスメントが生じない職場環境を整えるとともに、ハラスメントが生じた場合には適切に対応できる体制を取る必要があります。 ハラスメントに関する相談に適切に対応するため、内部の相談窓口である苦情相談員を配置するとともに、ハラスメントを受けた者が、周囲の目を気にすることなく安心して相談できる環境を整備するため、外部の相談窓口（弁護士：男女各1人）を設置しているところです。 さらに、苦情相談員による解決が困難な事案や防止策等について検討する「ハラスメント対策委員会」を設置するとともに、当事者間の主張に不一致が認められるなど、市内部による対応が困難な事例については、附属機関として設置している、学識経験者で構成する「ハラスメント調査等審議会」で調査審議することとしています。 また、ハラスメントの発生防止等に関する研修も実施しており、新任部長級職員、新任課長・課長補佐、2年次係長、新規採用職員を対象に、時代の変化に合わせた内容を取り上げて実施しています。特に令和4年度は訴訟の判決を踏まえて二次被害防止をテーマとして研修を全職員対象に実施しています。 今後とも、研修後に受講者の理解度を測り、不十分と思われる者には再度、研修を受講させることや、相談窓口等の周知を徹底していくなどの対応を行うこととしています。これらの取組みにより、ハラスメントを防止し、良好な職場環境の醸成に努めたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育てサポート課
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(3) 児童虐待防止を、早期発見・防止するため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。</p>			
<p>回 答</p> <p>児童虐待防止対策について、長崎市では、福祉・保健・医療・警察・教育・地域の団体や児童相談所などの34の関係機関から構成される「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会」（要保護児童対策地域協議会）を設置し、密接な連携を図りながら情報交換や適切な支援方法の協議等を行っています。</p> <p>同協議会の実務者を対象とした会議等では、事例検討や研修会を概ね月1回実施し、関係機関と連携を図るとともに、学校や保育所等とは定期的に情報共有により顔の見える関係を構築し、要保護・要支援児童についてためらわず通告できる環境整備を整え、関係機関からの通告件数は年々増加しています。緊急性が高いケースや対応が難しいケースについては、個別ケース会議を開催し、共通認識のもとで役割分担しながら個々のケースに応じた支援を行っており、また、児童相談所とは人事交流の実施や定例会議の場を持ち、必要な場合は児童相談所と協働対応するなど連携した対応を強化しています。</p> <p>令和元年度からは、国が示した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の内容を踏まえ、この協議会を活用し、長崎市が対応中の児童虐待ケースに加えて、児童相談所が対応中のケースについても、警察を含む関係機関と全件の情報を共有し、進行管理を行うなどの連携強化を図り、さらには、国が進める全国统一の情報共有システムにより、要保護児童が転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに児童相談所と市町村において夜間休日も含め、迅速な情報共有を行っています。</p> <p>なお、平成28年に児童福祉法が改正され、住民に最も身近な基礎自治体においては、児童虐待などの支援が必要な子どもとその家庭等の総合的な対応を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めることとなり、このことを受け、長崎市においても、令和元年度に「支援拠点」を位置づけ、さらに令和4年度からは妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」との一体的な組織へ改編し、複雑および深刻化する児童虐待問題に、迅速かつ専門的に誰ひとり見逃さない相談支援体制の充実を図り、児童虐待の未然防止、早期発見・対応に努めているところです。</p> <p>今後とも児童虐待防止、早期発見、対応のため一層の連携強化と体制の更なる充実を図っていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	中央総合事務所 建築部	地域整備 1・2 課 建築指導課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(1) 諸団体（自治会、学校、警察等）から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所（ガードレール、カーブミラー等）を早急に改善すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>生活道路として重要な役割を果たしている市道や多くの住民が利用している里道、公共性の高い私道については、誰もが安全・快適に利用ができるよう環境整備を進めています。</p> <p>生活道路の環境整備にあたっては、自治会等からの要望も踏まえ、交通管理者である警察とも調整を図りながら、交通事故が多発している箇所や、緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所を優先し、歩道の新設改良やガードレール及びカーブミラー等の交通安全施設の整備、路面や階段等の補修、側溝の整備などを行うことにより、危険箇所の早期改修・改善に努めています。</p> <p>特に、通学路については、道路管理者、学校、警察等との合同点検を実施し、対策が必要な危険箇所については、外側線やガードパイプの整備、路側帯のカラー化により、歩車道の区分を明確にするなど、安全性の確保に取り組んでいます。</p> <p>令和3年度には、千葉県八街市の事故を受けて、緊急合同点検を実施し、この点検結果に基づき、歩道整備、交差点改良など通学路における児童等の安全確保に向けた更なる対策に取り組んでいるところです。</p> <p>また、通学路に面した倒壊等の恐れがある危険なブロック塀等について、定期的にパトロールを実施し、危険なブロック塀の把握に努めております。</p> <p>ブロック塀の除却費補助については、令和3年度より補助の対象を通学路から通学経路まで拡大しました。</p> <p>これからも通学路等の安全を確保していくために、危険なブロック塀の所有者等に対して、補助制度の活用によるブロック塀の除却や適正な維持管理を促しながら、危険なブロック塀の改善に取り組んでいきます。</p> <p>今後とも、住民の皆様が、安全・安心な生活ができるよう、また児童・生徒が安全・安心で通学できるよう、学校、自治会、警察等の関係者及び関係機関と連携を図りながら、できる限り早急な改善に努めていきます。</p>			



## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部	土木企画課 都市計画課 長崎駅周辺整備室
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (2) トラック・タクシーベイ（浜の町、新大工、長崎駅周辺）の整備・拡大を進めること。			
回 答 トラック・タクシーベイは、利用者の安全・安心や利便性向上のみならず道路交通の円滑化に寄与することから、これまで、道路管理者や交通管理者の協力のもと、公道上に、トラック用として6箇所・19台分、タクシー用として14箇所・51台分を設置しています。 また、平成13年には、大規模建築物に起因する荷さばき車両の駐車需要に対応するため「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」の改正を行い、一定の要件を満たす建築物を新築等する場合、建築物の規模に応じた荷さばき車両の駐車施設の設置を義務付けています。 しかしながら、依然としてトラックやタクシーの路上駐車は目立っており、浜町や新大工町、長崎駅周辺など都心部においてトラック・タクシーベイの整備・拡大の必要性は認識しているものの、浜の町及び新大工町では、道路幅員や交通量の多さ、埋設物や支障物件の存在などの課題も多く早急な対応は難しい状況です。 また、長崎駅周辺では、土地区画整理事業により西口駅前にタクシー乗降場やタクシープールを整備しており、さらに、東口駅前では西九州新幹線開業にあわせタクシー乗降場やタクシープールを暫定整備しています。 なお、市民会館横には令和2年度末に廃止されたパーキングメーター・パーキングチケット跡地の道路空間を活用してトラック・タクシーベイを設置しています。 今後も、荷さばき車両やタクシーの利用頻度が高い地区を中心に、トラック・タクシーベイの整備・拡大の可能性について、道路管理者や交通管理者などと協議していきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (3) 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。			
回 答 長崎市では、重点的・一体的なバリアフリー化の推進を図るため、平成 14 年策定の「長崎市交通バリアフリー基本構想」や平成 26 年策定の「長崎市バリアフリー基本構想」などにより、長崎駅と浦上駅を含む 2 つの地区を重点整備地区として定め、道路管理者や交通事業者、公安委員会など関係機関の協力のもと、ハード・ソフト面によるバリアフリー化を推進してきました。 このような中、長崎市のバリアフリー化をより一層推進するため、施設設置管理者や高齢者、障害者団体等で構成する「長崎市移動等円滑化推進協議会」の審議を経ながら、令和 3 年 11 月に「長崎市バリアフリーマスタープラン及び長崎市第 2 期バリアフリー基本構想」、令和 5 年 1 月にこれに基づいた「長崎市第 2 期バリアフリー特定事業計画」を策定しました。 今後は、これらの計画に基づき、長崎市に住む人はもちろん訪れる人も含め、だれもが安全・安心・快適に過ごせるまちを目指し、引き続き、歩道を含めた各施設のバリアフリー化の推進に努めていくこととしています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (4) 長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化又は低廉化を実現すること。			
回 答 <p>                     NEXCO西日本が管理する長崎バイパスは、高速自動車国道と一体になって機能する全国路線網に含まれており、料金徴収期間は、高速自動車道路と同様の令和42年(2060年)までの60年間となっています。                 </p> <p>                     この長崎バイパスでは、平成22年6月28日から平成23年6月19日まで無料化の社会実験が実施されましたが、長崎バイパスの交通量は無料化前に比べ約3割増加し、国道34号では約1割減少するなど、国道34号の渋滞・混雑緩和につながる事が確認された一方で、長崎バイパスに接続する県道長与大橋町線や県道昭和馬町線などでは朝夕に大きな渋滞が発生するなどの課題も確認されたところです。                 </p> <p>                     長崎市としては、まずは、一般国道などの幹線道路における交通混雑の緩和や道路環境の改善を図るため、現在、取り組まれている馬町交差点の改良事業や長崎南北幹線道路などの整備促進に向けて、国や県などと連携して取り組んでいくとともに、完成後の国道34号、県道長与大橋町線や県道昭和馬町線などの交通状況を把握していきたいと考えています。                 </p> <p>                     次に、ながさき女神大橋道路は、平成17年12月に供用開始され、料金徴収期間は令和17年(2035年)までの30年間、また、川平有料道路は、昭和63年7月に供用開始され、料金徴収期間は令和10年(2028年)までの40年間となっています。                 </p> <p>                     このうち、川平有料道路については、平成21年からはETC装着車を対象に終日3割引の本格運用が行われるなど、利用者の負担軽減を図る措置が講じられているところです。                 </p> <p>                     この2つの道路は、受益者負担の考えに基づき、長崎県において有料道路として整備され、通行料金が維持管理費や建設費(借入金)の償還に賄われているところであり、川平有料道路は令和3年度末の時点で約52億円の未償還金があることから、長崎県は国の有料道路制度の在り方の議論を注視しながら検討を行っていききたいとのことです。長崎市としては、今後もその動向等について情報収集に努めていきたいと考えています。                 </p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
<b>事 項</b> 8. 道路・交通体系の整備 (5) 市内中心部の交通量を減少させる対策（パークアンドライド等）を推進すること。			
<b>回 答</b> パーク・アンド・ライドは、道路混雑の緩和や公共交通機関の利用促進、二酸化炭素の削減など様々な効果が期待できることから、長崎市では、松山地区の市営平和公園駐車場や市営松山町駐車場、県営野球場駐車場の3箇所において、駐車時間2時間超の駐車料金を1回当たり620円に設定し、パーク・アンド・ライド駐車場として運用しています。 しかしながら、現状、松山地区以外においては、パーク・アンド・ライドとして位置づけている駐車場はない状況です。 このため、更なるパーク・アンド・ライドの推進を目的に、現在、国や長崎県、長崎県警、関係市などで構成する「長崎県交通渋滞対策協議会」において、郊外部の商業施設の駐車場を活用した店舗利用型パーク・アンド・ライドについて検討を行っており、令和4年5月から時津町の大型商業施設を利用した社会実験を行っていますが、多くの課題があるため調整に時間を要しているところです。 今後とも、「長崎県交通渋滞対策協議会」と連携を図りながら、市中心部の交通量を減少させる対策に努めていきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (6) 女神大橋と連結する国道 202 号の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。また、福田バイパス（仮称）の早期実現を図ること。			
回 答 <p>                     市中心部の西部に位置する福田地区では、大規模集合住宅や大型商業施設の立地が進むとともに、ながさき女神大橋や長崎南環状線（田上 I C～新戸町 I C間）の開通などにより国道 202 号の交通量が増加し、また、隣接する小江地区には小江工業団地や砕石業などが立地していることから大型車も多く通行する状況にあります。                 </p> <p>                     このように、当該路線は、通学や通勤、買い物など市民の日常生活を支える道路として、また、地域の産業を支える道路として、重要な役割を担っていますが、車道の幅員が狭く大型車の離合がしにくい区間や、歩道の幅員が十分に確保されていない区間が多く残されており、交通環境の改善が喫緊の課題であると認識しています。                 </p> <p>                     そのため、道路管理者である長崎県において、これまで歩道やバスベいの整備などが進められてきており、現在は、福田本町工区（福田本町の小浦舟津公園前交差点から福田郵便局前交差点までの約 770mの区間）において、歩道やバスベいの整備に取り組まれており、令和 3 年度末の進捗率（事業費ベース）は、約 7 割となっています。また、令和 2 年度から新たに小浦工区（大浦橋付近から中浦バス停付近）における歩道等整備も事業化されており、現在、調査、設計に取り組まれているところです。                 </p> <p>                     次に、交通環境の抜本的な改善につながる（仮称）福田バイパスについては、長崎県が令和元年度に実施した交通量調査において、平成 24 年度と比較して交通量にほとんど変化が見られなかったこと、福田地区を通過だけで利用している交通量は全体の約 3 割であったことなどにより、バイパス整備にかかる多額の費用に比べ利用する交通量があまり期待できないことから、整備は長期的な課題であるとの認識が示されています。                 </p> <p>                     このような中、長崎市としては、市や市議会、地元関係者、交通関係者などで構成する「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、地元の「福田バイパス建設促進期成会」とも連携しながら、現道である「国道 202 号の整備推進」と「(仮称)福田バイパスの早期事業化」に向けて、長崎県や国などの関係機関に対し、要望活動を実施しているところです。                 </p> <p>                     福田地区の交通環境の改善に向けて、これからも「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、地元の皆様と連携を図りながら、引き続き、取り組んでいきたいと考えています。                 </p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (7) 長崎半島への唯一の幹線道路である国道 499 号線の全線の改良拡幅および長崎外環状線（新戸町 IC－江川交差点）の早期完成を図ること。			
回 答 一般国道 499 号については、現在、道路管理者である長崎県において、平山町から布巻町までの「栄上工区」と蚊焼町から黒浜町までの「岳路工区」の 2 つの工区で拡幅工事が進められています。 このうち、「栄上工区」については、平成 20 年度から事業に着手し、工事延長約 1,300m のうち、これまで布巻バス停付近と南総合事務所前の約 850m が暫定供用されており、令和 3 年度末の進捗率は、事業費ベースで約 9 割となっており、令和 5 年度を目標に整備が進められています。 なお、「岳路工区」については、平成 22 年度から事業に着手し、工事延長約 2,100m のうち、これまで蚊焼町、岳路海水浴場入口付近及び黒浜町の約 1,740m の区間が完成していましたが、令和 3 年度末に残り区間の整備が完成し、全線供用されています。 次に、長崎外環状線（新戸町～江川町）については、長崎県において、平成 28 年度に事業着手され、その後、道路の設計や事業説明会、用地測量、建物調査、用地取得などが順次進められ、新戸町インターチェンジ付近においては、平成 30 年度から工事に着手されており、引き続き、のり面工事などが実施されています。 また、江川交差点付近においても用地取得や令和 2 年度から着手したのり面工事が完了し、令和 4 年度はトンネル工事着手に向けて準備が進められているところです。 長崎市としては、南部地区の幹線道路である一般国道 499 号の改良ならびに、同路線のバイパス機能を果たす長崎外環状線について、「一般国道 499 号道路整備促進協議会」及び「長崎外環状線道路建設促進協議会」を中心に、市議会や経済・交通団体、地元の皆様と一体となって、長崎県及び県議会等に対し、引き続き、早期完成の働きかけを行っていくとともに、円滑な事業進捗が図られるよう、長崎県と連携して取り組んでいきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(8) 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。</p>			
<p>回 答</p> <p>地域高規格道路「長崎南北幹線道路」は、西彼杵道路と一体となって長崎市と佐世保市を約1時間で結び、県北と県南地域の交流人口の拡大や、長崎市北部の交通渋滞の緩和、さらには災害時のダブルネットワークの確保など、地域の振興や安全・安心に資する非常に重要な路線です。</p> <p>そのため、例年、長崎市、佐世保市、西海市、時津町、長与町の3市2町の首長、議長や経済界、交通、観光などの関係団体で構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に要望活動を行っているところであり、長崎南北幹線道路の未整備区間である長崎市茂里町から時津町野田郷までについては、令和3年11月に都市計画決定がなされ、令和4年度には、そのうち長崎市茂里町から滑石工区の約5.3kmの区間が新規事業化されました。</p> <p>この新規事業化にあたっては、長崎市議会をはじめ、関係国会議員や長崎県、関係団体のお力添えを頂きながら、要望活動を行うなど積極的に取り組んできたところであり、あらためて感謝申し上げます。</p> <p>令和4年度も、引き続き未着手区間である、長崎市滑石2丁目から時津町野田郷までのアクセス道路（主要地方道長崎畝刈線）の新規事業化及び、長崎時津縦貫線（茂里町～滑石工区）の整備促進に向けた国への働きかけとして、10月に国土交通省九州地方整備局に対し、11月には上京して国土交通省、財務省、県選出国会議員に対して働きかけを行っており、また、1月には、この道路の必要性について、改めて強く発信するための建設促進大会も開催したところです。</p> <p>今後は、県において新規事業化区間の具体的な測量、調査、設計などを進めてしていくこととなりますが、未着手区間も含め、事業全体が円滑に進んでいくよう県と連携しながら、国等の関係機関へ積極的な働きかけを行っていきたいと考えています。</p>			

## 政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部  中央総合事務所	土木建設課 土木企画課 地域整備 1・2 課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (9) 市民生活に必要な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。 ①打坂－百合野線の改良拡幅、②江平－浜平線とその接道改良、③戸町 2 丁目上戸町間の一方通路解消、④片淵－鳴滝線、⑤川上町－出雲線、⑥虹ヶ丘町－西町 1 号線、⑦相川町－四杖町 1 号線、⑧常盤町-大浦元町線、⑨清水町－白鳥町 1 号線			
回 答 ① 国道 206 号打坂交差点から長与町百合野団地に抜ける打坂－百合野線（市道滑石 2 号線）は、特に入り口部分の幅員が狭く、交通渋滞や交通事故の発生が高い状況であることから早急な整備が必要であると認識しています。これまで、改良拡幅に必要な用地買収における地権者との交渉を行ってきましたが、用地協力が得られる状況となってきましたので、入り口部分の狭小な区間について、令和 5 年度から事業着手します。			
② 江平浜平線は、現在、江平側と浜平側の両側から工事を進めており、江平側の一部区間では供用を開始しています。浜平側においては、令和 2 年末から再開したトンネル本体工事が令和 4 年 1 月に完了しました。今後も、一部未買収箇所の用地交渉を進めるとともに、工事の進捗に努めていきます。			
③ 戸町新小が倉線は、道路幅員が 4 m 程度と狭く、バス路線であることから、信号制御による片側交互通行となっており、地域の皆様には幅員が狭い迂回路をご利用いただくなどご不便をおかけしている状況です。当該道路の拡幅については、道路の両側に家屋が連なっていることから、用地の協力が必要不可欠と考えています。 本市としても道路改良の必要性は認識しており、令和 4 年度に、道路改良の検討のため、道路概略設計を実施する予定としており、その結果を踏まえ、どのような道路整備が望ましいのか、地域の皆様や県警などの関係者と協議を行いながら、具体的な対応策について検討していきたいと考えています。			
④ 中川鳴滝 3 号線は、国道 34 号側の 1 工区において、用地を取得した起点側の一部区間で、令和 2 年度から道路整備を行っており、一定の完成予定です。令和 4 年度に片淵中学校側の 3 工区については、早期の工事着手を目指した用地買収を行っており、令和 5 年度から終点側の一部区間において工事を着手する予定です。			
⑤ 川上町出雲線は、延長 576m のうち、約 440m の区間において、道路の拡幅を実施しており、約 315m の拡幅が完了しています。残りの区間においても、鋭意、用地交渉を			



進め、用地買収が完了した箇所から順次拡幅を行い、工事の進捗を図っていきます。

- ⑥ 虹が丘町西町1号線は、西町側から順次工事を進めており、延長1,950mのうち約1,220mが暫定整備済みで、今後トンネルや橋梁などの大規模工事が控えておりますが、早期完成に向け工事の進捗を図っていきます。
- ⑦ 相川町四杖町1号線は、平成27年3月に国道202号から旧式見高校入口までの520mの供用を開始しています。現在は、平成30年7月及び令和2年7月に確認した地すべりの対策工事を進めているところです。  
また、本路線については、一部区間の休止を含めた道路計画の見直しを行っており、令和4年9月議会で市道認定された四杖町9号線として、必要な箇所の用地買収を行った上で、道路工事に着手する予定です。
- ⑧ 常盤町大浦元町線のうち、拡幅工事が完了してない約200mの区間については、国土調査法に基づいて実施されている地籍調査においても、土地の境界が定まらない土地が存在するなどの理由により、長期に渡り工事に着手できず未完成となっておりますが、未確定な土地の境界について問題解決に努め、工事の進捗を図ります。
- ⑨ 清水町白鳥町1号線は、西町市場前バス停付近の交差点の部分改良を一部行っています。現在、清水町側の新設区間から重点的に用地買収を進めていますが、用地が確保できた箇所については、早期の工事着手に向けて取り組んでいきます。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	秘書広報部 市民生活部	広報戦略室 人権男女共同参画室
事 項 9. 新型コロナウイルス感染症対策 (1) 市民の不安払しょくのため、感染者やその家族と関係者及び濃厚接触者への誹謗中傷と風評被害対策については、継続的に行うこと。			
回 答 長崎市では、これまでも新型コロナウイルス感染症について、市ホームページやテレビ、講座などを通して、正しい知識を採り入れることや冷静な行動を心掛けることの大切さ、間違った情報を拡散することなどが人権侵害につながる可能性があることについて啓発を行うとともに、市作成のリーフレットや広報紙折り込みにて感染症患者等の人権についても掲載し啓発に努めています。 また、令和2年10月から、地域の方々や事業者などの様々な主体が「医療関係者や感染者等に対して差別やいじめはしません」「風評被害をなくします」「コロナ禍で頑張っている人を応援します」の3つを宣言する「長崎やさしいまち宣言」の取り組みを行っています。これまでに、自治会や企業、商店街、小中学校などを中心に、宣言文のポスターを約3,600団体に配布し、自治会掲示板や店舗など様々な場所に掲示され、日常生活の中に溶け込んでいるところです。今後も、ホームページなどを通じた情報発信に努めながら、一人ひとりが互いを思いやり支え合う「やさしいまち」を定着させていくよう取り組みを継続していきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	商工振興課 産業雇用政策課
事 項 9. 新型コロナウイルス感染症対策 (2) 緊急事態宣言等が発動された場合、事業者への協力要請は必要と考えるが、その際、補償（困窮度の度合いに応じた協力金等）の財源確保については県と連携して国に働きかけること。また、今後も、会社廃業が予想されるため、失業者が出た場合は転職・教育支援制度を創設すること。			
回 答 新型コロナウイルス感染症への対策として、新型インフルエンザ等対策特別措置法において、「都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる」とされています。 この法に基づいて、これまで長崎県から令和3年1月から2月、同年4月から6月、同年8月から9月、令和4年1月から3月にかけてそれぞれ、県民に対する不要不急の外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮または休業を求める要請が出されました。その要請の全ての期間において協力頂いた飲食店等に対しては、営業時間短縮要請協力金を支給する事業を行ってきましたが、その財源は、国が8割、残りを県市で1割ずつ負担してきたところです。また営業時間短縮要請協力金の対象とならない事業者のうち、飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛の影響を受けた事業者に対して、県市が協力して中小事業者等一時金を支給してきています。 これらの財源は国の地方創生臨時交付金を財源としており、令和3年度は基本的に都道府県が主体となって広域的に実施することを求められており、そのための財源も事業者支援枠として都道府県に重点的に交付されているため、今後も所要の支援とその財源の確保については国県に対して働きかけていきます。 また、失業者への転職支援制度については、国において、求職者担当制による個別支援や、雇用保険（基本手当）の給付日数の延長に関する特例が実施されているほか、県においては、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者を雇用する事業主を対象とした助成を実施しています。 教育支援制度については、国において、再就職や転職を目指す求職者が月10万円の生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講できる制度が設けられています。 長崎市としては、各種制度について事業者及び労働者への周知・啓発に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症が事業者及び労働者に与える影響を注視しながら、必要な施策を実施していきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民健康部	地域医療室 地域保健課
<b>事 項</b> 9. 新型コロナウイルス感染症対策 (3) 感染急拡大に備え、関係機関と連携を図り、感染者の受け入れ体制の整備に努めること。また、感染が疑われる方への検査方法等の周知徹底を図ること。			
<b>回 答</b> 長崎医療圏における感染者の受入体制については、これまでも新型コロナウイルス感染症対策に係る長崎医療圏ワーキングを中心に、長崎県や長崎市医師会、医療機関等との協議を重ね、役割分担を明確にしながら、感染の拡大状況に応じた体制整備を行っています。 感染の第7波では、感染力が非常に強いオミクロン株の影響により、感染者数が爆発的に急増しましたが、重症化しにくいという特性やワクチン接種の効果を踏まえ、軽症・無症状の方については症状悪化時に確実に医療につなぐ体制を整備したうえで原則自宅療養とし、入院については感染者の症状により入院治療が必要な方への重点化を図りました。 さらに、入院治療により病状が回復した場合には、療養期間中であっても退院とし、自宅や施設等での療養への移行を促進するなど、限りある病床の効率的・効果的な活用に取り組んできたところです。 また、検査については、長崎県において、感染に不安を感じる無症状の方を対象とした無料の検査場が設置されているほか、症状が現れた方に対しては、医療機関の受診とは別に、自宅等で検査を行えるよう抗原定性検査キットを無償で送付する仕組みなどもあり、対象者の環境や症状の有無などに応じた対応がわかるようにホームページで周知しているところです。 第8波においても感染の急拡大が見られましたが、第7波での対応と同様に、引き続き、医療が必要な方が適切に医療を受けることができるよう、長崎県や医師会、医療機関等と連携を図りながら、感染者の受け入れ体制の整備を行うとともに、検査方法等についても、広報紙やホームページ等の広報媒体を通して、市民の皆様にわかりやすい形で周知するよう努めていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	もみじ谷葬斎場
<p>事 項</p> <p>10. 口頭要望</p> <p>新火葬場の基本構想素案が示された。今後、基本計画、基本設計、詳細設計と段階的に進むが、建設場所の選定にあたっては、市民生活部だけではなく、土木部門、建築部門も関係してくる。また、待合所の利用人数の課題については、建物の耐用年数は残っているが、場所の選定を早くしなければ、前に進まない。そういうことに特化したチームをつくってほしい。</p>			
<p>回 答</p> <p>もみじ谷葬斎場は、施設の老朽化に加え、建物が全体的に狭隘であるため待合機能等に関して遺族の心情等に十分配慮できていないことなどの様々な課題を抱えています。</p> <p>そのような状況において、今後、高齢化の進展等に伴い火葬需要の増加が見込まれる中にあることは、これらの課題がより深刻になっていくことが予想されることからその解消を図るため、建て替えの検討を進めてきたところであり、令和4年9月に新火葬場を整備するうえでの基本的な考え方を示した長崎市新火葬場整備基本構想を策定したところです。</p> <p>その基本構想において、建替え場所については、候補地の選定に当たっての6つの視点を掲げており、具体的には、新火葬場に必要な機能と望ましい環境が確保できる敷地規模を有する土地、土砂災害防止法等の火葬場設置に係る関係法令との関係性、長与町、時津町を包含する市内全域からの交通アクセスの良さ、景観や静けさ、住宅の立地状況等の周辺環境、造成等の必要性やインフラ施設の整備状況、敷地整備等に要する概算費用としており、周辺住民等の理解も経て決定していくこととしています。</p> <p>現在は、そのようなことを踏まえ、土木や建築等の専門的知識を有した職員等とともに、これらの考え方にに基づき、複数の候補地を抽出し、絞り込みを進めているところです。</p> <p>今後は、基本計画の策定に向けた検討の過程において建替え場所の選定についても進めていくこととしており、周辺住民等の理解を得ながら進めていく必要があることから、今後の組織体制については、そのようなことも勘案し適正な体制の確保に努めていきたいと考えています。</p>			